

産 業 廃 棄 物 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物

収集運搬業（積替え又は保管を含まない）の許可の手引き

令和 7 年 4 月

大 阪 府
大 阪 市
堺 市
東大阪市
高 槻 市
豊 中 市
枚 方 市
八 尾 市
寝屋川市
吹 田 市

目 次

- （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）を行うための基本的な事項

P. 1 ～ 3 5

- 優良産廃処理業者認定制度について

P. 3 6 ～ 3 9

- （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）の許可等申請書の様式の記入例

P. 4 0 ～ 5 9

- 補足様式記入例

P. 6 0 ～ 6 9

- 府内の各行政庁の連絡先など

P. 7 0 ～ 7 4

- その他のお知らせ

P. 7 5 ～ 7 6

- 様式集

P. 7 8 ～ 1 0 7

積替え又は保管を含む収集運搬業の場合は積替え保管場所を所管する行政庁（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市の場合は各市。それ以外は大阪府。P. 7 0 ～ 7 3 参照）に事前に御相談下さい。

■ 産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない） を行うための基本的な事項

1 産業廃棄物とは何か

（１）「廃棄物」とは

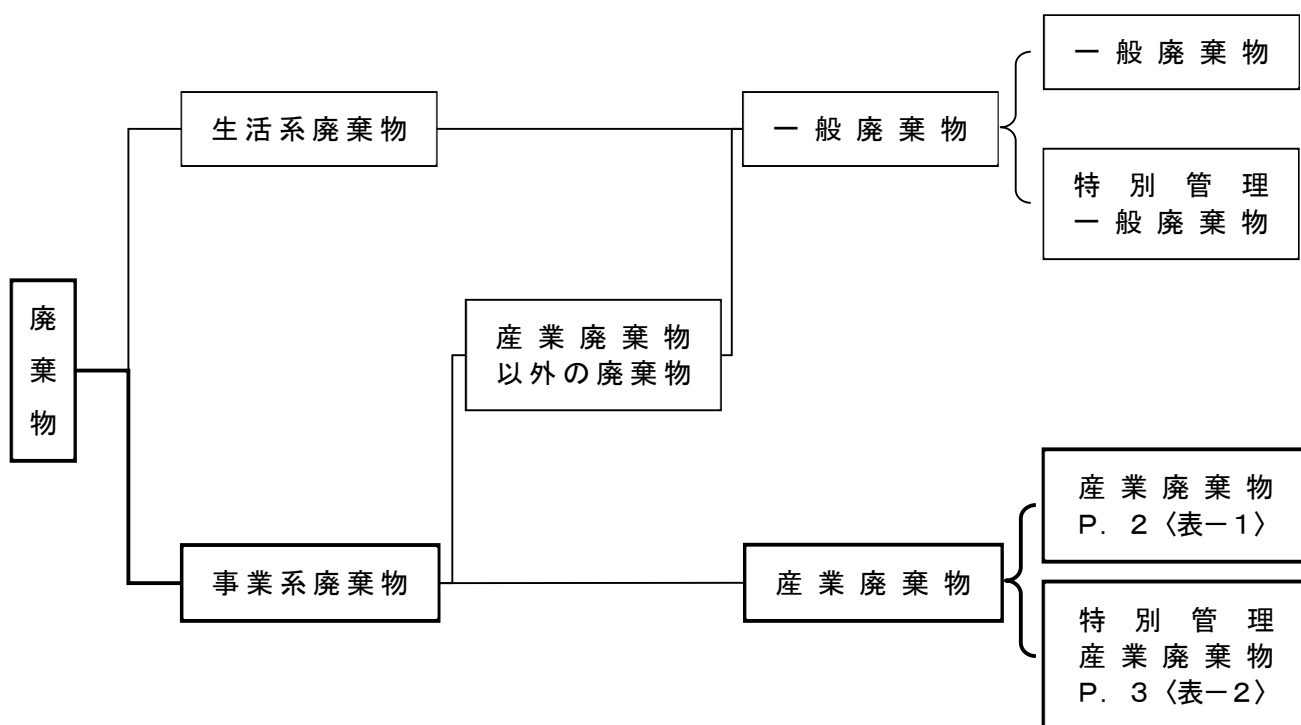
- 廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。※）」です。
※ 一部例外あり。

（２）「産業廃棄物」とは

- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥などの
P. 2〈表-1〉に掲げるものです。

（３）「特別管理産業廃棄物」とは

- 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものでP. 3〈表-2〉に掲げるものです。



表－１ 産業廃棄物の種類

種 類	具 体 例
1 燃 え 殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など （注）油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず ※	紙、板紙くず、障子紙、壁紙など （建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。）
8 木 く ず ※	おがくず、バーク類、木製パレット、木製リース物品など （建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだもの、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず、物品賃貸業に係る木くずに限る。）
9 繊 維 く ず ※	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳、カーテンなど （建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。）
10 動植物性残さ ※	あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあらなど （食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物 ※	法に定めると畜場（と畜場法）及び食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）における処理時に排出される固形状の不要物
12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず、石膏ボードなど
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
17 動物のふん尿 ※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿〔畜産農業に係るものに限る。〕 （畜舎廃水を含む。）
18 動物の死体 ※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体〔畜産農業に係るものに限る。〕
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る）又は上記1～18に掲げる産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 産業廃棄物を処分するために処理したもの	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など）

※印については業種の限定があります。

○石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く））、水銀使用製品産業廃棄物（P. 5〈別表2〉）、水銀含有ばいじん等（P. 5〈別表3〉）が含まれる場合は、その旨を明らかにする必要があります。

表－２ 特別管理産業廃棄物の種類

種 類		具 体 例
廃 油		揮発油類、灯油類、軽油類 ※引火点70℃未満のもの
廃 酸		pH2. 0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）
廃アルカリ		pH12. 5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）
感 染 性 産 業 廃 棄 物		医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等であるもの（血液、注射針（未使用のものを含む）など）
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	P C B汚染物	PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・がれき類
	P C B処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（「PCB処理物に係る判定基準（P. 6〈別表4〉）」を超えるもの又は適合しないもの）
	廃 水 銀 等	P. 4〈別表1〉のとおり
	廃水銀等を処分するために処理したもの	P. 4〈別表1〉のとおり
	廃 石 綿 等	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るもの及び大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたものであって飛散するおそれのあるもの ① 石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿 ② 石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの (1) 石綿保温材 (2) けいそう土保温材 (3) パーライト保温材 等 ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの ④ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん装置で集められたもの ⑤ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの
	燃え殻、汚 泥 廃 酸、廃アルカリ 鉍さい、ば い じ ん	施行令で定める施設において生じたもの（鉍さいを除く）であって「有害物質の判定基準（P. 6〈別表4〉）」を超えるもの又は適合しないもの「ダイオキシン類に係る判定基準（P. 6〈別表4〉）」を超えるもの
	廃 油	施行令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。）
ば い じ ん		輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力200kg/時間以上又は火格子面積2㎡以上の焼却施設であって環境省令で定めるものに限る）において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
ば い じ ん 燃 え 殻 汚 泥		① ダイオキシン類対策特別措置法対象の廃棄物焼却炉において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの（ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、汚泥にあつては排ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は灰の貯留施設から排出されたもの） ② 輸入された廃棄物（ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、燃え殻及び汚泥にあつてはダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの）

別表 1 廃水銀等の対象物

種 類	具 体 例
廃 水 銀 等	① 次の a から q の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。） a 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設 b 水銀使用製品の製造の用に供する施設 c 灯台の回転装置が備え付けられた施設 d 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設 e 国又は地方公共団体の試験研究機関 f 大学及びその附属試験研究機関 g 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 h 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 i 保健所 j 検疫所 k 動物検疫所 l 植物防疫所 m 家畜保健衛生所 n 検査業に属する施設 o 商品検査業に属する施設 p 臨床検査業に属する施設 q 犯罪鑑識施設 ② 水銀若しくは化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 （水銀含有ばいじん等、水銀を含む特別管理産業廃棄物等から回収した廃水銀又は水銀使用製品産業廃棄物から回収した廃水銀）
廃水銀等を処分するために処理したもの	上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準（水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に適合しないもの

＜廃水銀等に係る処理基準＞

特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準が設けられています。

ア 必ず運搬容器に収納して収集又は運搬すること

イ 運搬容器の構造は、次のとおりとすること

- ① 密閉できること
- ② 収納しやすいこと
- ③ 損傷しにくいこと

別表２ 水銀使用製品産業廃棄物の対象物

- 区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの
区分②：①の製品を材料又は部品として製造される水銀使用製品
（表に×印のあるものに係るものを除く）
区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池				
2	空気亜鉛電池		24	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	×
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	25	水銀抵抗原器	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	26	差圧式流量計	
			27	傾斜計	
5	H I Dランプ（高輝度放電ランプ）	×	28	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）	×	29	周波数標準機	×
7	農薬		30	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	気圧計		31	容積形力計	
9	湿度計		32	滴下水銀電極	
10	液注形圧力計		33	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	34	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×			
13	真空計	×	35	握力計	
14	ガラス製温度計		36	医薬品	
15	水銀充滿圧力式温度計	×	37	水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	塩化第二水銀の製剤	
18	水銀ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		40	よう化第二水銀の製剤	
19	温度定点セル		41	硝酸第一水銀の製剤	
20	顔料 ^注	×	42	硝酸第二水銀の製剤	
21	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
22	灯台の回転装置		44	酢酸フェニル水銀の製剤	
23	水銀トリム・ヒール調整装置				

注）No.20の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する。
＜水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準＞
産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集又は運搬することと定められています。

別表３ 水銀含有ばいじん等の対象物

種 類	対 象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するもの

注）水銀化合物に含まれる水銀を含む。
※水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは「水銀含有ばいじん等」には該当しない。
＜水銀含有ばいじん等に係る留意事項＞
産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、以下の基準が設けられています。
ア 蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。
イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

別表 4 有害物質の判定基準

有 害 物 質	燃え殻、汚泥 鉍さい、ばいじん等	廃酸、廃アルカリ
	溶 出 試 験	含 有 試 験
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/L	0.05 mg/L
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L	0.3 mg/L
鉛又はその化合物	0.3 mg/L	1 mg/L
有機りん化合物	1 mg/L	1 mg/L
六価クロム化合物	1.5 mg/L	5 mg/L
ひ素又はその化合物	0.3 mg/L	1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1 mg/L
P C B	0.003 mg/L	0.03 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.2 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.4 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	10 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	30 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.6 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.2 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	5 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.6 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.3 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	1 mg/L
セレン又はその化合物	0.3 mg/L	1 mg/L

※施行令で定める施設において生じたもの（鉍さいを除く）

P C B 処理物に係る判定基準

廃棄物の種類	溶 出 試 験	含 有 試 験
廃油	——	0.5 mg/kg
廃酸、廃アルカリ	——	0.03 mg/L
廃プラスチック類、金属くず	P C B が付着していない、又は封入していないもの	
陶磁器くず	P C B が付着していないもの	
上記以外のもの	0.003 mg/L	——

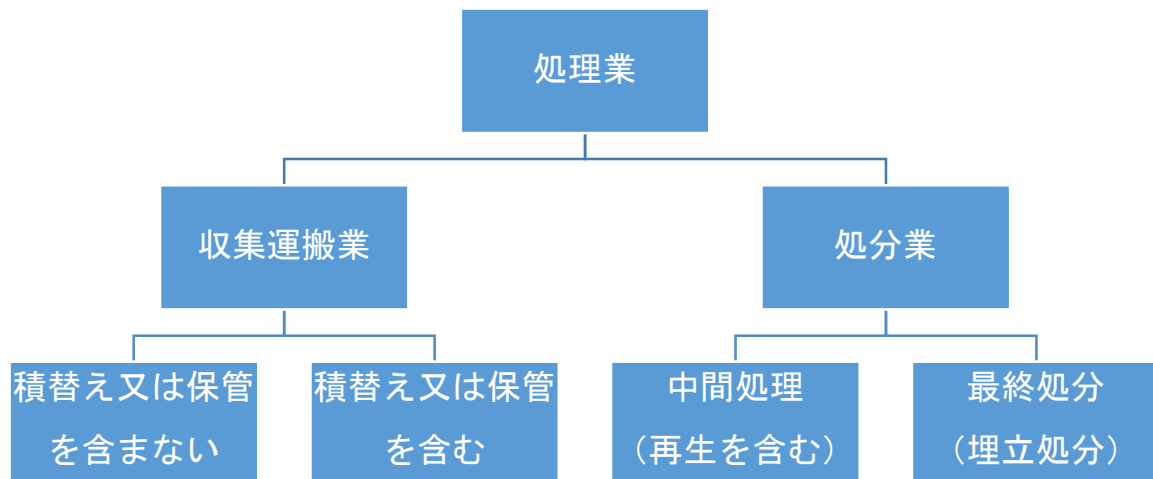
ダイオキシン類に係る判定基準

廃棄物の種類	溶 出 試 験	含 有 試 験
廃棄物焼却施設によって集められた燃え殻、ばいじん	——	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng - TEQ/g
製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん		
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設※を有する工場等において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ		廃酸、廃アルカリ 100 pg - TEQ/L
上記廃棄物を処分するために処理したもの		

※ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設に限る。

2 産業廃棄物処理業の許可

【処理業】【処分業】など許可の区分



○ 積替え又は保管を含まない

排出源から集めた廃棄物を、中間処理施設又は最終処分先等に直接運ぶこと。

許可のある積替え・保管施設以外での廃棄物の車両等から車両等への積替えや一時的な保管、廃棄物を積んだ車両等を日付を越えて停めておく行為をすることはできません。

○ 積替え又は保管を含む

収集した廃棄物を積替え・保管施設において積替え・保管し、中間処理施設又は最終処分先等に運ぶこと。

○ 中間処理

焼却・破碎・中和等により、減量化、安定化すること。

特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化し、特別管理産業廃棄物でなくすること。

○ 最終処分

埋立てにより廃棄物を自然界に還元すること。

3 許可の要件

許可を受けるための要件は次のとおりです。

許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満足させておく必要があります。

(1) 収集運搬の施設に係る基準

申請時には次の基準に従って、必要な施設等（ダンプトラック、吸引車等の運搬車両、ドラム缶、フレキシブルコンテナバッグ等の運搬容器等）を有する必要があります。

産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 石綿含有産業廃棄物は破砕することのないような運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬すること
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物は破砕することのないような運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬すること。
- ④ 水銀含有ばいじん等は、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を取り、高温にさらされないよう運搬すること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

- ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
※ 具体的には、保冷車と密閉機能をもつ専用容器
又は、密閉車両と密閉機能と保冷機能をもつ専用容器
- ④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

○ 申請を認めていない場合

- ・ 塵芥車（パッカー車）での『がれき類』、『石綿含有産業廃棄物』、『水銀使用製品産業廃棄物』、『水銀含有ばいじん等』及び割れ物容器を用いた運搬。
- ・ 車検証に「土砂等禁止」の記載がある車両での『がれき類』、『鉱さい』、『石炭がら』及び『砂利（砂及び玉石を含む）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理したもの』の運搬。

○ 車検証の電子化について

令和5年1月4日より車検証の電子化に伴い、従来の車検証に代わり以下の書類のどちらかの提出が必要となりました。

- ・ 自動車検査証記録事項の写し
- ・ 電子車検証を専用の読み取りアプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの

○車両の使用権原等について

申請者は、継続して施設の使用の権原を有している必要があります。

- ・ 車両は、自動車検査証の使用者と申請者が同じである必要があります。自動車検査証の使用者が申請者と異なる場合は、車両の貸借に関する証明書により使用の権原を明らかにする必要があります。
- ・ 他の事業者が登録した車両は、使用（登録）できません。
- ・ 収集運搬の用に供する車両の保管場所を確保しておく必要があります。
- ・ 申請者と車両の運転者との間には雇用関係が成立していることが必要です。

※ 事業用自動車（いわゆる緑ナンバー車）の貸し借りについては、事前に貨物自動車運送事業法を所管する陸運局にご相談ください。

(2) 産業廃棄物処理業許可取得のための講習会

次に掲げる者が、下記の講習会を修了等していることが必要です。

- ① 申請者が法人の場合
代表者又は産業廃棄物の処理に関する業務を行う役員もしくは業を行おうとする区域に所在する事業場の代表者。
- ② 申請者が個人の場合
当該者又は業を行おうとする区域に所在する事業場の代表者。

次に掲げる講習会の修了証等の写しが必要です。

修了証等の種類	申請の区分		特別管理産業廃棄物 収集運搬業	
	新規	更新	新規	更新
1. 産業廃棄物収集・運搬課程（新規）	◎	◎	△	◎
2. 特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（新規）	◎	◎	◎	◎
3. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（更新）	●	◎	●	◎
4. 廃棄物管理士講習	●	◎	●	◎
5. 特別管理産業廃棄物管理責任者講習		◎	△、●	◎
6. 安全衛生管理規程等の写し	●		●	

※政令市に対して申請する場合には、上記に関わらず、事前にご相談下さい。

【表のみかた】

- ◎・・・・・・その講習会の修了証のみで要件を満たすもの
- △・・・・・・同じマークの講習会の修了証等を組み合わせることで要件を満たすもの
(講習会の修了者は同一の者である必要はありません。)

(産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合)

次のいずれの場合も要件を満たします。

- 産業廃棄物収集・運搬課程（新規）の修了証（以下「新規修了証」という。）を提出
- 特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（新規）の修了証（以下「特管新規修了証」という。）を提出
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（更新）の修了証（以下「更新修了証」という。）
＋廃棄物管理士講習会の修了証＋安全衛生管理規程等の写しの組合せを提出

(産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合)

上記の表の「産業廃棄物収集運搬業」の「更新」の欄に◎のある書類のいずれか1つを提出すれば、要件を満たします。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合)

次のいずれの場合も要件を満たします。

- 特管新規修了証を提出
- 新規修了証＋特別管理産業廃棄物管理責任者講習の修了証（以下「特管管理者修了証」という。）
の組合せを提出
- 更新修了証＋廃棄物管理士講習会の修了証＋特管管理者修了証＋安全衛生管理規程等の写しの
組合せを提出

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合)

上記の表の「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の「更新」の欄に◎のある書類のいずれか1つを提出すれば、要件を満たします。

【講習会の実施主体】

- 1.～3.、5.の講習会・・・・公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（TEL 03-5807-5913）
- 4.の講習会・・・・・・公益社団法人 大阪府産業資源循環協会（TEL 06-6943-4016
<https://www.o-sanpai.or.jp/>）

【安全衛生管理規程等について】

労働安全衛生法により策定が求められているものです。

詳しくは、下記のホームページをご参照下さい。

- ・ 厚生労働省（安全・衛生）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

- ・ 安全衛生チェックリスト（産業廃棄物処理業用）：

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0303-2.pdf>

【修了証の有効期限について】

- ・ 新規、変更の許可申請については、申請時点から起算して修了日が過去5年以内。
- ・ 更新の許可申請については、現行の許可の有効期間の満了日から起算して修了日が過去5年以内（優良認定を受けている場合は過去7年以内）※。
 - ※ 前回の新規又は更新許可申請時に提出した修了証は使用できません。
 - ただし、現行の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う更新申請を行う場合は、原則として、申請時点から起算して修了日が過去2年以内のものであれば、前回申請時に提出した修了証を再度使用することができます。

【廃PCB等などの収集運搬業の許可申請について】

廃PCB等などの収集運搬を行おうとする場合には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の修了証の写しが別途必要になります。

「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の修了者は、安全管理責任者及び運行管理責任者その他のこれらに類する者であることが必要です。

【政令市に対する申請について】

政令市に対して申請する場合には、上記に関わらず、添付すべき講習会修了証の取り扱いについて、事前にご相談下さい。

（３）経理的基礎

- 申請にあたっては、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが必要です。
- つまり、「少なくとも債務超過の状態でなく、かつ持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがある」ことが求められています。（令和2年3月30日付環循規発第2003301号）
 - ※ 債務超過：
 - 法人の場合 直近の決算書において、貸借対照表の純資産がマイナスの状態
 - 個人の場合 様式第六号の二（第九条の二関係）（第9面）資産に関する調書（個人用）において、資産＜負債
- これらの観点を踏まえて経理的基礎の有無を判断しますので、債務超過の状態である場合については、追加資料を求めます。必ず事前に各行政窓口でご相談下さい。（詳細はP. 20を参照）

(4) 欠格要件

- 申請者（法人の役員、株主又は出資者、政令で定める使用人も対象）が次のいずれにも該当しないことが必要です。
- なお、許可後においても次のいずれかに該当した場合、当該許可の取消しなどの処分がなされます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまで

- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人〔※1〕のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（参考） 法第7条第5項第4号イからチ

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの〔※2〕
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮〔※3〕以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔※4〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪〔※5〕若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。〔※6〕以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※1:「役員」には、法人に対して実質的な支配力を有する監査役、相談役、顧問も含まれます。

「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者

- ・ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・ 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※2:「環境省令で定めるもの」とは

「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」

※3:「刑法等の一部を改正する法律に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、令和7年6月1日付けで「禁錮」が「拘禁刑」に改正されます。

※4:「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは

- ◇ 「大気汚染防止法」
- ◇ 「騒音規制法」
- ◇ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」
- ◇ 「水質汚濁防止法」
- ◇ 「悪臭防止法」
- ◇ 「振動規制法」
- ◇ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」
- ◇ 「ダイオキシン類対策特別措置法」
- ◇ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

※5:「刑法の罪」とは

第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)

※6:「同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、一定比率以上(5%以上)有する株主及び出資者も含まれます。

4 許可申請手続きにおける共通事項

(1) 許可の申請先について

○（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）許可については、次の表のとおりです。

業者の行う（行おうとする）直送の範囲が 大阪府内の一の政令市※の管轄区域を越えるか否か	大阪府の許可	政令市の許可
越える	必要	取得不可（不要）
越えない	不要	必要

※ 大阪府内では大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市が該当

○（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可については、当該積替保管場所の所管市（政令市のみ）の許可も必要です。

(2) 許可の有効期間の特例について

■ 優良な（特別管理）産業廃棄物処理業者の許可の有効期間の特例が設けられます。

○（特別管理）産業廃棄物処理業者が優良基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間は7年となります（それ以外の場合は5年）。

○ 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の有効期間中、随時、以下の基準の適合性審査の申請を行うことができます。

- ① 更新前の許可の有効期間、又は当該有効期間を含む連続する5年間（許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間で、廃棄物処理法、浄化槽法等に基づく許可取消し、停止命令等の不利益処分を受けていないこと。
- ② 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001等の認証制度により認められていること。
- ③ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合は、7年間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。
 - ・ 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
 - ・ 許可内容（事業計画の概要等）
 - ・ 施設及び処理の状況（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程等）
など

④ 電子マニフェストの利用が可能であること。

⑤ 財務体質の健全性に係る基準※に適合していること。

※ 以下のとおり

- ・ 申請直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上
- ・ 申請直前3年の各事業年度のいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上もしくは前事業年度における「営業利益金額＋減価償却費」が0を超えること
- ・ 申請直前3年の各事業年度の「経常利益金額＋減価償却費」の平均額が0を超えること
- ・ 法人税、消費税、住民税等、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと

など

○ 令和2年2月25日より、許可更新を受けた産業廃棄物処理業者は、次回の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う許可更新の申請を行うことができますようになりました。

☆ 詳しくは、P. 36からの案内をご参照下さい。

(3) 許可申請書の提出

ア 許可申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類〔P. 17～19 許可申請に必要な書類一覧を参照〕を原則A4で作成の上、**順番にそろえて提出してください。**

※ 窓口にて本人確認を行う場合があります。

（法人の場合は社員証など所属を証明できるものをご提示ください。）

※ 本人以外（代理人）が申請を行う場合には、委任状が必要です。

イ 提出部数

- ・ 正本1部、副本（正本のコピー可）1部の計2部
- ・ 副本は、正本と同じものを順番にそろえて提出してください。
（不備がある場合は、申請を受付できない場合があります。）
- ・ 副本は、許可申請後も申請者において、厳正に保管していただくこととなります。

ウ 許可申請手数料及び納付方法

業 種	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

- ・ 大阪府———手数料納付窓口（現金・キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済））
- ・ 大阪市———後日、振込
- ・ 枚方市、八尾市、豊中市——申請時に振込
- ・ 堺市、東大阪市———手数料納付窓口（現金・小切手）
- ・ 高槻市、寝屋川市———現金
- ・ 吹田市———手数料納付窓口（現金）

注）申請を取り下げの場合、手数料はお返しできません。

エ 同時申請（届出）について

申請書（届出書）を1つの行政庁に対し同時に2つ以上提出する場合（例えば、更新許可と変更許可を同時申請）、重複する書類を省略することができます。その場合は「重複書類省略の申立書」（P.61参照）を省略した申請（届出）に対し1枚添付してください。

オ 申請書類を省略できる制度について

申請の際に、下の表の書類を提出していただくと、表のそれぞれに対応する書類の添付を省略することができます。ぜひ、ご活用下さい。

省略できる書類 提出する書類	事業計画の概要を記載した書類（様式第六号の二）（第九条の二関係）（第1～5面）	貸借対照表、損益計算書など（直前3年分）	確定申告書、納税証明書（直前3年分）	定款（寄付行為など含む）	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	住民票の写し	登記されていないことの証明書
許可の有効期間の特例の申立て※1	○	○※2	○※2	○※2			
有価証券報告書（直前事業年度分）※3		○	○	○	○		
先行許可証※4						○	○

※1：法施行規則第9条の3各号の基準に適合する者に限る

※2：法人に限る

※3：許可の有効期間の特例を受けようとする者にあつては、直前の2事業年度分

※4：規則第9条の2第8項又は第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無 の許可証（許可の日から5年を経過しないもの）の写し（要、原本証明）

(4) 審査

- 許可申請の内容が許可の要件に適合しているかどうかについて書類審査を行います。また、審査の段階で書類等の不備があれば補正を求め、必要に応じ申請内容を現地確認することがあります。
- なお、法第23条の3及び法第23条の5の規定により、申請者ならびに法定代理人、申請者の役員、株主、出資者及び政令で定める使用人が法第14条第5項第2号及び第14条の4第5項第2号（いわゆる欠格要件）に該当しないことを警察本部等関係機関に問い合わせ確認することをご了解ください。
- 審査の標準処理期間は、60日です（大阪府のみ廃PCB等などの標準処理期間は75日）。標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「めやす」を定めたものなので、必ず標準処理期間内に申請に対する応答があるとは限りません。また、期間を経過したからといって直ちに役所が違法を問われるものでもありません。
また、不備な申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

※ 審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しないと判断される場合、不許可になります。

不許可の場合又は許可申請を取り下げる場合は、申請手数料及び申請書類はお返しできません。

(5) 許可証の交付

- 審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しているときは、許可証を交付します。
- 許可証の交付の方法については、事前に各自治体にお問い合わせください。

(6) 許可証の再交付

- 許可証の再交付の手続き（申請様式等）については、交付を受けた行政庁にお問い合わせください。再交付（紛失等）については、手数料（大阪府、八尾市、寝屋川市、吹田市では1500円、高槻市では5000円、豊中市では6000円）が必要となります。

行政書士による代理申請について

行政書士でない者が官公署の窓口提出する申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）により禁じられています。

許可の申請に必要な書類一覧

申請内容に疑義等の認められる場合には、当該疑義等について所要の質問や追加の説明書類を求めることがあります。また、各行政で補足書類が必要な場合があります。ご不明な点は各行政庁（P. 70～73）までお問合せください。

○ 申請書 ◆ 添付書類		注 意 事 項	
○産業廃棄物／特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可申請書又は 事業範囲変更許可申請書 (第1面～第3面) (記入例P. 40～45、様式P. 79～86) ※「新規」と「更新」は様式が同じです。		- 第2面及び第3面については該当するすべての者を記載 - 外国人の方は第2面及び第3面に、かっこ書きで通称名も記入 - 第3面の「政令で定める使用人」についてはP. 13※1を参照 ※第2面及び第3面に記載された個人及び法人について照会を行い、 欠格事由に該当すれば不許可となります。	
事業計画の概要を記載した書類	○様式第六号の二（第1面） (事業計画の概要) (記入例P. 47, 48、様式P. 89)	- 発生する業種によって産業廃棄物にならないものもあることに注意（P. 2を参照） - 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可。 ※大阪市、堺市への申請時のみ、変更がなくても詳細に記入ください。 ※東大阪市への申請時のみ、「廃石綿等（特管）」の排出場所における分析表等の根拠資料が必要。	※大阪府への更新申請時のみ、添付不要。
	○様式第六号の二（第4面） (収集運搬業務の具体的な計画) (記入例P. 50、様式P. 91)	使用できる車両等、留意すべき事項はP. 8～9の「収集運搬の施設に係る基準」を参照	
	○様式第六号の二（第5面） (環境保全措置の概要) (記入例P. 51, 52、様式P. 92)	P. 8～9の「収集運搬の施設に係る基準」を参照	
	○様式第六号の二（第2面） (運搬施設の概要) (記入例P. 49、様式P. 90)	- 使用できる車両等、留意すべき事項はP. 8～9の「収集運搬の施設に係る基準」を参照 - 更新申請時で運搬車両や住所等に変更がない場合でも、すべて明記してください。	※東大阪市、枚方市への更新申請時で変更がない場合は、一覧上部に「変更なし」と記載
○様式第六号の二（第6面） (運搬車両の写真) (記入例P. 53、様式P. 93)		- 全体が写っている正面及び片側面の写真（コピー（鮮明な白黒）可） - 変更許可申請の場合、継続して使用する車両については不要	※上記様式第六号の二（第2面）（運搬施設の概要）で変更がない場合は添付不要。
○様式第六号の二（第7面） (運搬容器等の写真) (記入例P. 56、様式P. 94)		P. 8～9の「収集運搬の施設に係る基準」を参照	
◆自動車検査証の写し ※電子車検証の場合はP. 8「○電子車検証の場合」をご参照ください。		- 検査証の期限が切れていないことを確認 - 変更許可申請の場合、継続して使用する車両については不要 ※高槻市、豊中市への更新申請時は、自動車検査証の写しはすべて必要。	
◆車両の貸借に関する証明書 (記入例P. 65、様式P. 103)		検査証の使用欄の名義人が申請者と異なる車両について必要	
◆事務所及び事業場付近の見取図 ◆駐車場の見取図		申請者が法人である場合は本店付近、個人である場合は住所地付近の見取図も必要	

◆産業廃棄物／特別管理産業廃棄物の収集運搬業に関する講習会修了証の写し	- 詳細はP. 10～11参照。 *修了証の有効期限については、P. 11【修了証の有効期限について】のとおり。
○様式第六号の二（第8面） （事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法） （記入例P. 57、様式P. 95）	業務のために必要な車両等の施設をすでに保有している等で新たな資金を必要としない場合は記入例を参考にその旨を記入 （内容によっては、より詳細な資料等を求める場合あり）

■申請者が法人の場合

◆直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	- 各事業年度ごとのもの - 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） - 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照） - 決算期の変更がある場合は、4期分必要
◆直前3年分の法人税（国税）の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原本照合可）	- 税務署が発行する納税証明書（その1） - 発行日から3か月以内のもの（例 4/15 発行⇒7/15 まで） - 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） - 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照） - 決算期の変更がある場合は、4期分必要
◆直前3年分の確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し	- 修正申告がある場合は、修正申告書（別表一（一）、別表四）の写し - 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） - 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照） - 決算期の変更がある場合は、4期分必要
◆定款又は寄付行為（現行のものであることを証明したもの）	- 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照） - 許可の有効期間の特例を受けようとする者は、省略可（P. 15参照）
◆法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本照合可）	- 発行日から3か月以内のもの - 直前の事業年度の有価証券報告書でも可（P. 15参照）

■申請者が個人の場合

○様式第六号の二（第9面） （資産に関する調書（個人用）） （記入例P. 58、様式P. 96）	最新の状況を記入 （少なくとも昨年の確定申告時の情報を記入すること）
◆直前3年分の所得税（国税）の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原本照合可）	- 税務署が発行する納税証明書（その1） - 発行日から3か月以内のもの
◆直前3年分の確定申告書の写し（第一表、第二表）	- 修正申告がある場合は、修正申告書（第一表、第五表）の写し - 個人番号（マイナンバー）欄がコピーされていないもの（黒塗り、白抜き等）

■以下は共通

○様式第六号の二（第10面） （誓約書） （記入例P. 59、様式P. 97）	法人の場合は住所、名称及び代表者の氏名、個人の場合は住所及び個人の氏名の記載が必要
◆産業廃棄物／特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	更新及び変更許可申請の際は現行の許可証の原本又はコピー（許可証交付時に本証を返納）が必要

◆住民票等 【法人】 ・ 役員全員 ・ 持分100分の5以上の株主及び出資者全員 【個人】 ・ 申請者 ・ 法定代理人（申請者が未成年のとき） 【共通】 ・ 政令で定める使用人（P. 13 ※1 参照）全員 （原本照合可）	・ 先行許可証を提出する場合は不要（P. 15 参照） ・ 発行日から3か月以内のもの ・ 役員には監査役、相談役及び顧問を含む ・ 住民票は本籍地（外国人の方は国籍等）が記載されているもの ・ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・ 株主又は出資者が法人である場合はその法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※ 先行許可証を提出し住民票を省略する場合、欠格照会に必要な性別等の情報をお聞きます。
◆登記されていないことの証明書 【法人】 ・ 役員全員 ・ 持分100分の5以上の株主及び出資者全員 【個人】 ・ 申請者 ・ 法定代理人（申請者が未成年のとき） 【共通】 ・ 政令で定める使用人（P. 13 ※1 参照）全員 （原本照合可）	・ 先行許可証を提出する場合は不要（P. 15 参照） ・ 発行日から3か月以内のもの ・ 役員には監査役、相談役及び顧問を含む ・ 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・ 東京法務局（郵送可）又は最寄りの地方法務局（本局のみ）に申請してください。（支局、出張所では発行されません。） ・ 当証明書の申請書には、住民票に記載されている氏名（通称名ではありません）、生年月日、住所（又は本籍、国籍等）を正確に記入 ※ 詳細は最寄りの法務局、地方法務局に相談（P. 74 参照）
◆委任状	・ 個人の場合は申請者本人でない者が申請書を提出する場合に必要 ・ 法人の場合はその社員でない者が提出する場合に必要

※（原本照合可）とあるものは、コピーを提出していただいても結構です（但し、窓口で原本照合します）。

※ 新規申請時に他行政庁で許可を有している場合、その許可証のコピーを1行政庁分添付してください。

※ 製本やファイル綴じは不要です。

※ 許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

■PCB廃棄物の収集運搬を行おうとする場合に必要な書類

書類の作成にあたっては、環境省作成の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を参照してください。

容器の種類毎の仕様書	・ 仕様書は容器のカatalogでも可。 ・ 容器の写真は様式第六号の二（第7面）（運搬容器等の写真）に貼付すること。
PCB廃棄物作業従事者講習会修了証	・ 安全管理責任者及び運行管理責任者その他これらに類する者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を受講し、修了すること。申請時に修了証の写しを添付すること。
安全管理及び運行管理 （別紙PCB1）	・ 記入例P. 67, 68、様式集P. 105, 106 ・ 運行管理システムの仕様書、運行ルート地図及び通過連絡先を添付すること。
緊急時の対策 （別紙PCB2）	・ 記入例P. 69、様式P. 107 ・ 応急措置設備・器具リスト及び写真を添付すること。

経理的基礎に関する追加資料

設立後1年度分（個人の場合は3年度分）の決算書の添付できない申請者、又は債務超過である申請者については、以下に示す追加資料の提出が必要です。

1. 設立後1年度分（個人の場合は3年度分）の決算書が添付できない申請者

税務署に提出した設立届又は開業届の写し

（個人の場合で、開業後1年以上3年未満の方は、納税証明書及び確定申告書の写しが必要です。）

※ 個人の開業届の写しについては、個人番号（マイナンバー）欄がコピーされていないもの（黒塗り、白抜き等）

2. 債務超過である申請者

- 経理的基礎がないと判断される場合がありますので、下記の追加資料を求めて許可、不許可を判断します。

債務超過の基準については、P. 11「(3) 経理的基礎」をご参照ください。

経理的基礎に関する申立書 (記入例P. 63、様式P. 101)	
大阪府税（すべての税目）に未納がない旨の証明書 ※大阪府内に事業所を持つ場合に限る	《大阪府・高槻市・豊中市・八尾市・吹田市に申請する場合のみ》
市税に未納がない旨の証明書	《高槻市に申請する場合のみ》
消費税等に滞納がない旨の証明書（税務署発行の納税証明書） 法人の場合：その3の3、個人の場合：その3の2	《大阪府・高槻市・豊中市・八尾市・吹田市に申請する場合のみ》
直前3年分の販売費及び一般管理費、売上原価又は製造原価 (法人の場合)	

※ 場合によっては、その他追加資料を頂くことがあります。詳細は各自治体にご確認ください。

5 更新許可申請

(P.17～19 許可の申請に必要な書類一覧 参照)
(法第14条第2項、第14条の4第2項)

- ◇ 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者は基本的に、5年間の経過によって許可の効力を失います。その後も事業を継続しようとするときは、許可の有効年月日までに更新の申請を行う必要があります。
- ◇ 手続きは、許可の有効年月日の3か月前から受付します。
(例：7月14日期限⇒4月15日から受付)
許可期限日の2か月前までに申請のない場合は、事務処理の都合上許可期限日までに新しい許可証を発行できない場合があります。
- ◇ 有効期限が過ぎていない産業廃棄物処理業許可申請のための講習会の修了証が必要です。(詳細はP.10～11を参照)
- ◇ 変更届について、役員や車両等の変更があったときは、10日以内（法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内）に届け出が必要です。更新許可申請時には変更届出の漏れがないかを確認し、漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。
- ◇ 提出部数は正本1部・副本（正本のコピー可）1部の計2部です。
- ◇ 上記のほか、許可の有効期間の特例制度があります。
詳しくは、P.14をご参照下さい。

※ なお、許可の有効年月日が閉庁日（休祝日）に当たる場合、休祝日の翌日の受付が可能です。

6 事業範囲変更許可申請

(P.17～19 許可の申請に必要な書類一覧 参照)
(法第14条の2第1項、第14条の5第1項)

- 収集運搬業の許可を受けた者は、次のような場合に、変更許可の対象となります。

1 取り扱う産業廃棄物、又は特別管理産業廃棄物の種類を追加する場合

※ 許可証に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を「除く」の記載があり、「含む」に変更する場合は変更許可申請が必要です。

2 積替え・保管施設を新設する場合

- 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が、産業廃棄物収集運搬業を併せて行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が新たに必要となります。その逆の場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が新たに必要となります。
- 積替え・保管施設を新設等する場合には、そのための許可が必要となります。まずは、施設の所在地を管轄する行政庁で事前に相談してください。
- 許可のある積替え・保管施設以外での廃棄物の車両等から車両等への積替えや一時的な保管、廃棄物を積んだ車両等を日付を超えて停めておく行為をすることは違法です。
- 有効期限が過ぎていない産業廃棄物処理業許可申請のための講習会の修了証が必要です。(詳細はP.10～11を参照)
- 変更届について、役員や車両等の変更があったときは、10日以内(法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内)に届け出が必要です。変更許可申請時には変更届出の漏れがないかを確認し、漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。
- 提出部数は正本1部・副本(正本のコピー可)1部の計2部です。

7 変更届等の手続き

(P. 24 変更届等の添付書類一覧、P. 46 記入例 参照)

(1) 変更届 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

- 次の事項に変更が生じた場合には、変更の日から10日以内(法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内)に届出をしなければなりません。

- ① 事業の一部廃止
- ② 氏名又は名称
- ③ 未成年者の法定代理人(法定代理人が法人の場合、その役員を含む)
- ④ 政令第6条の10に規定する使用人
- ⑤ 法人にあってはその役員または100分の5以上の株主又は出資者
- ⑥ 住所並びに事務所、事業場及び駐車場の所在地(移転・住所表示の変更)
- ⑦ その他、事業の用に供する主要な施設(運搬車両等)

(注1) 提出部数は正本1部・副本(正本のコピー可)1部の計2部です。

(注2) 氏名、名称(法人の代表者の変更を含む)、住所など許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証の書換えも併せて行います。

(注3) 車両変更の場合、届出対象となる増車又は減車する車両の届出だけでなく、継続して使用する車両も「様式第六号の二(第九条の二関係)(第2面)運搬施設の概要」に記載し、届出して下さい。届出の際は、可能な限り登録車両の順番を変更しないようお願いします。また、既に許可を有している場合、「様式第六号の二(第九条の二関係)(第6面)運搬車両の写真」に写真を添付していただく車両の両側面には、産業廃棄物収集運搬車に係る表示をして下さい(P. 27参照)。

(注4) 変更届は郵送や大阪府行政オンラインシステムを利用した電子(大阪府のみ)での受付も可能です。許可証の書換えを伴わない変更届をお送りいただく際には、必ず副本を返送するための返信用封筒(返送先を記載し、返信分金額の切手を貼ったもの)を同封しておいてください。書換えを伴う変更届の返信用には、配達状況が記録される特定記録や書留郵便、レターパックなどの利用をお願いします。

※ 許可証の書換えを伴う変更の場合は、各行政庁にお問い合わせください。

(2) 廃止届 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

- 事業の全部を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出をしなければなりません。

(注1) 提出部数は正本1部・副本(正本のコピー可)1部の計2部です。

(注2) 廃止の届出の際、許可証を返納しなければなりません。

変更届等の添付書類一覧（特別管理産業廃棄物処理業も同様）

届出書類（○印）及び 添付書類（★印）		氏名・名称 （代表者の 変更を含む）	未成年者の 法定代理人	法人の役員	法人の 株主又は 出資者	使用人	住所 事務所等 の所在地	運搬車両等	組織変更 （会社の 形態）	事業の 廃止
○ 産業廃棄物処理業変更届出書 （記入例P. 46、 様式P. 87 [産廃]、P. 88 [特別管理産廃]）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○ 様式第六号の二（第九条の二関係） （第2面）運搬施設の概要 （記入例P. 49、様式P. 90） ○ 様式第六号の二（第九条の二関係） （第6面）運搬車両の写真 （記入例P. 53、様式P. 93） ★ 自動車検査証の写し ★ 車両の貸借に関する証明書 （記入例P. 65、様式P. 103）								○※1		
○ 様式第六号の二（第九条の二関係） （第10面）誓約書 （記入例P. 59、様式P. 97）		○※2	○※2	○※2	○※2	○※2			○	
★事務所、事業場、駐車場付近の見取図							○	駐車場の 場所が変わる 場合必要		
★ 産業廃棄物収集運搬業の許可証		○		代表者が 変わる 場合必要			○※3		○	○
〆 届出者が法人の場合	★ 定款又は寄附行為	商号が 変わる 場合必要							○	
	★ 履歴事項全部証明書 （届出の変更内容がすべて確認できるもの）	○		○			○※4		○	
	★ 変更する者全員の住民票（本籍地記載で 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）			○※5	○※5、6	○※5				
	★ 変更する者全員の 登記されていないことの証明書									
〆 届出者が個人の場合	★ 役員、株主等の変更に係る新旧対照表 （記入例P. 64、様式P. 102）			○	○					
	★ 住民票（変更内容をすべて確認できるもので 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	○				○	○※4			
	★ 登記されていないことの証明書	○				○				
	《法定代理人》 ★ 住民票（本籍地記載で個人番号 （マイナンバー）の記載のないもの） ★ 登記されていないことの証明書 ※法定代理人が法人の場合は ・履歴事項全部証明書 ・役員全員の住民票 及び 登記されていないことの証明書		○※5							

- 注）・法人の株主又は出資者とは、100分の5以上有している者とする。
- ・ 上記の必要な書類を順に並べたものを正本1部、副本（正本のコピー可）1部提出してください。
 - ・ 住民票等、公的機関が発行する証明書類については、原本を提示の上であればコピーでも結構です。
 - ・ 申請者以外が届出を行う場合は委任状が必要です。
 - ・ 届出内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

※1: 他の事業者が既に登録した車両は使用できません。

※2: 代表者が変更した場合と新たな役員等が就任した場合は誓約書の添付が必要です。退任のみの場合は不要です。

※3: 許可証に記載されている内容に変更がない事務所等の所在地が変更になった場合は、許可証の添付は不要です。

※4: 変更のあった事務所等が履歴事項全部証明書に記載のない事務所等の場合は添付は不要です。
個人の場合は現住所の変更の場合のみ住民票（個人番号（マイナンバー）記載なし）の添付が必要です。

※5: 住民票は本籍（外国人の方は国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。また、登記されていないことの証明書は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証明事項とするものです。住民票記載の氏名（通称名があれば併せて）、生年月日、住所又は本籍、国籍で証明を取ってください。

※6: 株主が法人の場合、その法人の履歴事項全部証明書を添付してください。

8 許可証の取扱いの留意事項

(1) 許可証の取扱い

- ア 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示してください。
- イ 他人に譲渡したり、又は貸与することはできません。
- ウ 廃業等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納してください。
- エ 許可証の写しを、運搬車両等に備え付けておいてください。

(2) 取り扱うことができる産業廃棄物

- 取り扱うことのできる産業廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

9 許可取得後の義務

(1) 処理基準の遵守

ア 産業廃棄物処理基準（法第14条第12項）

産業廃棄物処理業者は、次に掲げる産業廃棄物処理基準に従って産業廃棄物の収集運搬をしなければなりません。

1. 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては次によること。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
2. 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
3. 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
4. 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物になったものであって環境省令で定めるもの（以下「水銀使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれがないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
5. 運搬車（船舶を含む。以下、同じ。）を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、次に示す産業廃棄物収集運搬車に係る表示、書面の備付けをすること。
 - (1) 産業廃棄物運搬車に必要な表示内容
 - ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
 - ・ 許可業者の氏名又は名称
 - ・ 統一許可番号（下6けた ※ただし船舶においては全けた）

※ 表示例をP. 27に記載していますので、参考にしてください。
 - (2) 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておくことが必要です。
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器）

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・識別しやすい色の文字
- ・140ポイント以上の大きさの文字⁽¹⁾

4.9cm⁽²⁾以上

産業廃棄物収集運搬車

3.2cm⁽²⁾以上

株式会社 大手前産業

3.2cm⁽²⁾以上



統一許可番号（下6けた）

- ・識別しやすい色の数字
- ・90ポイント以上の大きさの数字⁽¹⁾

許可業者の氏名又は名称

- ・識別しやすい色の文字
- ・90ポイント以上の大きさの文字⁽¹⁾
- ・個人で許可を取得している場合は、
個人の氏名を記載しなければ
なりません（屋号のみの表示は不可）。

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1ポイント=0.3514mm

(2) JIS Z 8305で規定されている大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

イ 特別管理産業廃棄物処理基準（法第14条の4第12項）

特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる特別管理産業廃棄物処理基準に従って特別管理産業廃棄物の収集運搬をしなければなりません。

1. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては次によること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
2. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
3. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては次によること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
 - (3) 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないもの。
 - (4) 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、法施行規則第8条の7で規定する場合は除く。
 - (5) 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に該当事項が表示されている場合はこの限りではない。
4. 運搬車（船舶を含む。以下、同じ。）を用いて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、前ページ（P. 27）に示す産業廃棄物収集運搬車に係る表示、書面の備付けをすること（車体の表示に「特別管理」の文字は必要ありません。）。
5. 感染性産業廃棄物、PCB廃棄物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、次によること。
 - (1) 必ず運搬容器に収納して、運搬すること。
 - (2) 感染性産業廃棄物、PCB廃棄物又は廃水銀等を収納する運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有するものであること。
 - (3) PCB廃棄物の運搬車には「PCB」と表示するとともに、収集・運搬ガイドラインに基づく携行書類を常備すること。

(2)再委託の禁止

再委託は以下の基準に従って行われなければならない限り、重大な違法行為となります。

ア 産業廃棄物の処理を再委託する場合の基準（法第14条第16項）

- a あらかじめ事業者に対し、再委託業者及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る）による事業者の承諾を受けることが必要です。
- b 再委託しようとする相手が、他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。
- c 再委託契約は、書面により行い、委託基準における委託契約と同様の条項が含まれていることが必要です。
- d 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者との委託契約の条項を記載した文書及び運搬業者若しくは処分業者の氏名等を記載した文書を交付しなければなりません。（収集運搬業者が、処分業者と同一の場合を除く。）

イ 特別管理産業廃棄物の処理を再委託する場合の基準（法第14条の4第16項）

- a あらかじめ事業者に対し、再委託業者及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る）による事業者の承諾を受けることが必要です。
- b 再委託しようとする相手が、他人の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。
- c あらかじめ、事業者から文書で通知された委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を再受託者に文書で通知すること。
- d 再委託契約は、書面により行い、委託基準における委託契約と同様の条項が含まれていることが必要です。
- e 再受託者に特別管理産業廃棄物を引き渡す際に、事業者との委託契約の条項を記載した文書を交付しなければなりません。

(3) 帳簿の記載及び保存

(法第14条第17項及び第14条の4第18項)

処理業者は帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに次の記載事項に従って処理の状況を記載しなければなりません。また、帳簿は、次にあげる遵守事項に従って管理しなければなりません。

〈産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿の記載事項〉

収集又は運搬	1. 収集又は運搬年月日 2. 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3. 受入先ごとの受入量 4. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 備考：収集若しくは運搬に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上記のそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
--------	---

〈遵守事項〉

1. 事業場ごとに備えること。 2. 前表「収集又は運搬」の項2については、管理票を交付又は回付された日から10日以内に記載すること。 3. 前表「運搬の委託」の項3については産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。 4. 前2. 3. 以外については、前月中における当該事項について、毎月末までに記載すること。 5. 1年ごとに閉鎖すること。 6. 閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
--

〈収集運搬業（積替え又は保管を含まない）の帳簿例〉

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
----------	----------

収集運搬 年月日	委託者						運搬 方法	処分先		
	名称	管理票 交付者氏名	交付 年月日	交付 番号	廃棄物が 出た場所	量		名称	運搬先の 住所	量
令和6年4月11日	環建設 (株)				高槻市高槻台 1	1t	4t ダンプ	鏡産業 (株)	摂津市太閤町	1t
令和6年4月22日	適正 工務店				八尾市卸町 2丁目	0.5t	キャブ オーバ	完全処理 公社	高槻市祭町	0.5t

(4) 委託基準

事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次の基準に従って、運搬については収集運搬業者に、処分等については処分業者に、それぞれ委託しなければなりません。

ア 産業廃棄物の処理を委託する場合（法第12条第5項）

- a 他人の産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければなりません。
- b 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面（収集運搬業の許可証の写し）が添付されていることが必要です。また、その契約書は、契約の終了の日から5年間保存する必要があります。

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 運搬を委託するときは、その運搬の最終目的地の所在地
3. 処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、処分方法及び処分に係る施設の処理能力
4. 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
5. 委託契約の有効期間
6. 委託者が受託者に支払う料金
7. 受託者が許可業者の場合は、その事業の範囲
8. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
9. 当該積替え又は保管を行う場所において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
10. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ. 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ. 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ. 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ. 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ホ. その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
11. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
12. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

- c 事業者は、再委託を承諾したときは、環境省令で定められた事項が記載された書面の写しを、承諾した日から5年間保存すること。

イ 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合（法第12条の2第5項）

あらかじめ、委託しようとする者に対して、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知しなければなりません。

その他、上記アに記載した産業廃棄物の処理を委託する場合の委託基準を遵守してください（b中9番目の基準を除く。また文面中の「産業廃棄物」は「特別管理産業廃棄物」と読み替えてください。）。

ウ 水銀回収義務付け対象物（法第12条第1項及び第12条の2第1項）

水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は、その処分又は再生を行う場合に水銀回収が義務付けられています。

これらの廃棄物の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者には委託する必要があります。

また、水銀回収が義務付けられない水銀汚染物であっても、比較的高濃度なものについては、水銀を回収するよう努めてください。

○ 水銀回収義務付け特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）

種 類	対 象
鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1000mg/L以上含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

○ 水銀回収義務付け水銀含有ばいじん等

種 類	対 象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1000mg/L以上含有するもの

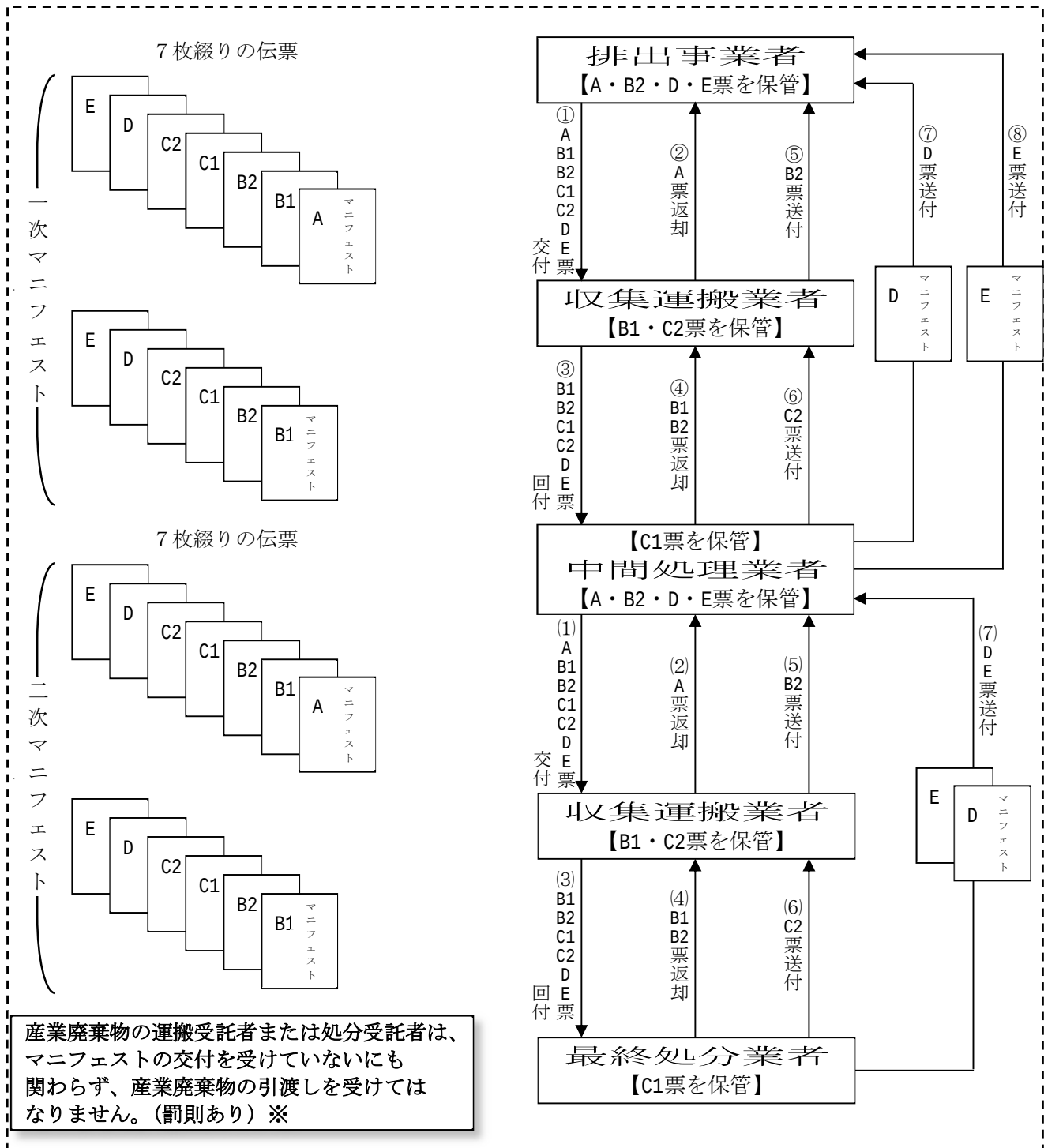
注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

○ 水銀回収義務付け水銀使用製品産業廃棄物

1 スイッチ及びリレー	1 5 推進薬
2 気圧計	1 6 灯台の回転装置
3 湿度計	1 7 水銀トリム・ヒール調整装置
4 液柱形圧力計	1 8 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）
5 弾性圧力計	1 9 差圧式流量計
6 圧力伝送器	2 0 浮ひょう形密度計
7 真空計	2 1 傾斜計
8 ガラス製温度計	2 2 積算時間計
9 水銀充満圧力式温度計	2 3 容積形力計
1 0 水銀体温計	2 4 滴下水銀電極
1 1 水銀式血圧計	2 5 電量計
1 2 ひずみゲージ式センサ	2 6 ジャイロコンパス
1 3 真空ポンプ	2 7 握力計
1 4 ホイール・バランス	

(5) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度について (法第12条の3)

- a 管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的としています。産業廃棄物を委託する場合には紙マニフェスト又は電子マニフェストのどちらかを選択し、使用しなければなりません。



※ 電子マニフェストを使用している、排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた電子マニフェストを使用できる処理受託者は、この限りでない。また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については、この禁止の対象外。

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれ返却されたマニフェストを5年間保存しなければなりません。

b 管理票記載事項

(排出事業者が記載) ・種類及び数量 ・受託者（運搬又は処分）の氏名、名称、住所 ・交付年月日、交付番号 ・委託者（排出事業者）の氏名、名称、住所 ・排出事業場の名称、所在地 ・交付担当者の氏名 ・運搬先の事業場の名称、所在地 ・産業廃棄物の荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ・中間処理業にあっては、交付又は回付された管理票を公布した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	(運搬受託者が記載) ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 (処分受託者が記載) ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日
--	---

c 管理票の保存等

(排出事業者) ① 受託者に引き渡す際に、種類及び運搬先ごとに交付しなければなりません。 ② 管理票交付の日から90日（当該管理票が、特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日）以内に運搬受託者及び処分受託者から管理票B2票・D票及び管理票交付の日から180日以内に処分業受託者から管理票E票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬または処分の状況を把握するとともに、報告書を都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）へ報告しなければなりません。 ③ 管理票A票・B2票・D票・E票を5年間保存しなければなりません。
(運搬受託者) ① 管理票B1票・C2票を、5年間保存しなければなりません。

- ・ 上記のほか、産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、または困難となる事由が生じたときは、当該処理を委託した者に通知するとともに、当該通知の写しを5年間保存しなければなりません（次ページ参照）。

※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の問い合わせ、購入先

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 (<https://www.o-sanpai.or.jp/>)

TEL 06-6943-4016

他 全国都道府県産業資源循環協会

電子マニフェストについて

- 電子マニフェストとは、紙製のマニフェストに代えて、記載事項等を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内でやり取りするので、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化につながることや産業廃棄物処理情報の透明性が確保されるなど、その普及が強く求められています。
- 電子マニフェストに関する詳細については、廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した情報処理センター（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター【問い合わせフォーム <https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html>】）にお問合せください。

(6)「積替え又は保管を含む」の許可を有している場合の届出について

- ✧ 大阪府内で大阪府知事以外の「積替え又は保管を含む」の許可（以下、「当該許可」という。）を有している業者であって、大阪府知事の収集運搬業（積替え又は保管を含む・含まないを問わず）の許可を有している場合には、大阪府知事に対して、当該許可を有している旨を届出する必要があります。
- ✧ 上記届出の際には当該許可の許可証の写しを届出に添付して下さい。
- ✧ この届出を受けた後、大阪府から当該許可のある旨を記載した許可証を交付します。

(7)欠格要件該当届

- ✧ 特定欠格要件（客観的に明らかな欠格要件）に該当した場合、2週間以内に行政庁に届け出ることが義務付けられています。違反した場合は、罰則も定められています。
- ✧ 届出については、各行政庁にお問い合わせください。
- ✧ 特定欠格要件：法第14条第5項第2号イ（第7条第5項第4号チに係るものを除く。）又第14条第5項第2号ハからホまで（第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロ（暴力団員等）に係るものを除く。）の欠格要件・・・P. 12を参照してください。

(8)廃棄物処理業者等による委託者への通知義務について

- ✧ 産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として次に掲げるものが生じたときは、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者（＝排出事業者など）全てに対し通知しなければなりません。
 - 産業廃棄物処理業者等の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。
 - 産業廃棄物処理業者等が欠格要件（その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者を除く。）に該当するに至ったこと。
 - 法第14条の3に基づく事業停止命令を受けたこと。その他、法施行規則10条の6の2等を参照。
- ✧ 通知は、上記に掲げる事由が生じた日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを当該委託者に送付することにより行って下さい。また、当該通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを書面又は電子ファイルにより保存しなければなりません。

■優良産廃処理業者認定制度について

1 優良認定等の申請

(1) 申請手続き等

本制度に基づき、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する旨の都道府県知事の認定（以下「優良認定」という。）を受けようとする者は、産業廃棄物処理業等の許可の更新時に、当該許可の更新の申請とあわせて、優良認定の申請を行うことができます。

また、令和2年2月25日より、許可更新を受けた産業廃棄物処理業者は、次の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う許可更新の申請を行うことができますようになりました。

(2) 申請書類

優良認定の申請をする際は、申請書類として、以下の書類を提出して下さい。

① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間において、特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面。特定不利益処分については、2（1）を参照。

② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

所定の情報をインターネット上で公表し、それを所定の更新頻度で更新していることを証する書類。具体的には、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット上で情報を公表・更新している旨の証明書や、申請者自らが開設したホームページ上で情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたものなど。

※ その他産廃情報ネット上の最新の公表事項をプリントアウトしたもの。

③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

具体的には、ISO14001等の認証書の写しなど。

④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

具体的には、法第13条の2第1項の規定により指定された情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写しなど。

⑤ 財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類

産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類。

- ・税については、国税（税務署）、大阪府税及び産業廃棄物処理業に係る事業所等の存する市町村の市町村税の納税証明書又はその写し
- ・社会保険料については、年金事務所が発行する納入証明書又はその写し
- ・労働保険料については、地方労働局が発行する納入証明書又はその写し

なお、これらの書類については、2（5）③に記載した納付確認の対象となる税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないことを確認できるものを提出して下さい。

※ 大阪府内に事業所を持たない場合でも、大阪府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないことの証明書は必要です。

2 優良基準

優良基準は、以下のとおりです。

(1) 遵法性に係る基準（規則第9条の3第1号等）

従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間、又は当該有効期間を含む連続する5年間（許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

ここで、「特定不利益処分」とは、次に掲げる不利益処分をいいます。

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域的処理認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

「従前の許可の有効期間」とは、許可の更新を受けた者が当該更新を受ける前に受けていた許可（申請者が申請の段階で現に受けている許可）に係る許可の有効期間をいい、申請者が既に優良認定を受けている場合には、7年の許可の有効期間中、特定不利益処分を受けていないことが必要。

(2) 事業の透明性に係る基準 （規則第9条の3第2号等）

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設的能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

「一定期間」とは、通常の場合、申請の前6月間をいうが、申請者が既に優良認定（優良確認）を受けた者である場合、優良認定に係る産業廃棄物処理業等の許可を受けた日から当該申請の日までの間継続して情報を公表・更新していることが必要。

「インターネットを利用する方法」としては、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者等自らが開設したホームページを利用する方法が考えられます。

(3)環境配慮の取組に係る基準
(規則第9条の3第3号等)

ISO14001 又はエコアクション2.1若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

(4)電子マニフェストに係る基準
(規則第9条の3第4号等)

情報処理センターに電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能であること。

(5)財務体制の健全性に係る基準

以下の①～⑤の基準に適合していること。

① 自己資本比率に係る基準（規則第9条の3第5号等）

直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。ここで、「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいいます。

② 自己資本比率もしくは営業利益金額等に係る基準（規則第9条の3第6号等）

次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること

イ．直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。

ロ．前事業年度における営業利益金額等が0を超えること。

ここで、「営業利益金額等」とは、損益計算書上の営業利益金額に、通常、販売費及び一般管理費の額の項目として記載されている減価償却費の額を加えて得た額をいうこと。なお、減価償却費の額が販売費及び一般管理費の額の項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額は0として差し支えありません。

③ 経常利益金額等に係る基準（規則第9条の3第7号等）

直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること。

ここで、「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額に、通常、販売費及び一般管理費の額の項目として記載されている減価償却費の額を加えて得た額をいうこと。なお、減価償却費の額が販売費及び一般管理費の額の項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額は0として差し支えありません。

④ 税及び保険料の納付に係る基準（規則第9条の3第8号等）

産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。ここで、産業廃棄物処理業等の実施に関連のある税目とは、具体的には以下のとおり。

（国税）法人税及び消費税

（都道府県税）道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税

（市町村税）市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税

また、都道府県税及び市町村税については、都道府県知事による優良認定を受けようとする場合にあっては当該都道府県に係る都道府県税及び当該都道府県内の市区町村に係る市町村税が本基準の対象となります。

社会保険料及び労働保険料については、申請者が優良認定を受けようとする都道府県に有する産業廃棄物処理業等に係る事業所に係るものが納付確認の対象となります。

⑤ 維持管理積立金の積立てに係る基準（規則第9条の3第9号等）

優良認定を受けようとする都道府県知事又は政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

3 優良認定

申請者が優良基準に適合している場合、優良認定を行い、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載した許可証を交付します。

また、この場合の許可の有効期間は、7年となります。

4 産業廃棄物処理業等の許可に係る申請書類の省略

産業廃棄物処理業等の許可の申請者が、優良基準に適合すると認められるときは、当該申請に係る申請書類のうち、以下のものの提出が不要となります。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・定款及び寄附行為

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長	申請書を提出する 各所轄官庁の長を 記載してください。
令和〇〇年△△月××日	
申請者(〒 540-0012)	
住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号	
株式会社 大手前産業 代表取締役 大手 一郎	
・申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている本店住所・名称を記載してください。 ・申請者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。	号 06-6941-0351
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名等を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品	事業の区分:積替え・保管を含まない 1. 廃プラスチック類 2. ゴムくず 3. 金属くず 4. ガラスくず 5. がれき類
・取得したい許可の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無について○をしてください。 ・「除く」を「含む」に変えるには、変更許可申請が必要です。	許可を取得したい産業廃棄物の種類をすべて記載してください。 石綿含有産業廃棄物を ☒ 含む・除く』 水銀使用製品産業廃棄物を ☒ 含む・除く』 水銀含有ばいじん等を ☒ 含む・除く』 以上 5 種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号 電話番号 06-6941-0351 事業場 吹田市古江台4丁目5番6号 電話番号 06-6834-0000
実際に事業を行っている場所・連絡先を記載してください。	
事業の用に供する施設の種類及び数量	様式第六号の二(第九条の二関係)(第2面)の と お り
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	余 白
※ 事 務 処 理 欄	

変更許可申請の場合は、
第2面の様式が異なりますので
注意してください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号 (申請中の場合には、申請年月日)
	兵庫県	02800〇〇〇〇〇〇
	神戸市	申請中(〇〇年〇〇月〇〇日申請)

- ・有する許可をすべて記載してください。
- ・数が多く記載できない場合は「別紙のとおり」として一覧を添付してください。

申請中である場合は、
その旨と申請年月日を
記入してください。

氏名	住所
(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	
かぶしがいしゃ おおてまえさんぎょう 株式会社 大手前産業	大阪府中央区大手前2丁目1番7号

- ・必ず本名とふりがなを記載してください。
- ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。
- ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇	
	代表取締役	大阪府中央区谷町3丁目〇番×号	
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	北海道札幌市北区新川1丁目△番	
	取締役	大阪府中央区谷町3丁目〇番×号	
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇	
	取締役	大阪府中央区谷町3丁目〇番×号	
なんば りゅういち 難波 隆一	S23.2.12	埼玉県さいたま市五関2丁目□番	
	顧問	大阪府住吉区长居1丁目△番〇号	
〇〇 〇〇 (◇◇ ◇◇)		〇〇 〇〇 号1丁目◇番◇号	

外国人の方は、通称名と
ふりがなも記載してください。

外国人の方は国籍等を
記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総 数	2 0 0 0 株	出資の額	1 億 円
(ふりがな) 氏 名 又 は 姓	・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。		本 籍 所
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	1 0 0 0 株 5 0 %	北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	3 0 0 株 1 5 %	北海道札幌市北区新川 1 丁目△番 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎	株主が法人である場合は、代表取締役の 氏名も記載してください。代表取締役が 複数いる場合は、「他○名」とその人数 も記載してください。		北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一	S27.11.15	5 %	埼玉県さいたま市五関 2 丁目□番 大阪市住吉区长居 1 丁目△番○号
かぶしがいしゃ たにまちさんぎょう 株式会社 谷町産業 代表取締役 難波 花 他 1 名		4 0 0 株 2 0 %	大阪市中央区谷町 2 丁目×番□号
※ 株式割合の総計が95%に満たない場合、残りの株主数をお伺いする場合があります。			

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10 谷町支店長	北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
おおさか とおる 大阪 徹	S30.8.6 大阪工場長	沖縄県那覇市久米 1 丁目○番 大阪市東成区今里 3 丁目□番△号

備考

- ※欄は記入しないこと。
 - 「法定代理人」の欄が記載することとし、記載すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員、顧問その他いかなる職務に就くものも、これらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。
- ・本支店又は本支店以外で廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者(政令で定める使用人)を記載してください。
 ・必ず本名にふりがなを付けて記載してください。
 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。
 ※ 政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。

※手数料欄

この場所には何も貼付しないでください。
 なお、大阪府証紙は平成30年10月に廃止されました。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合も同様に記入)

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

殿

申請者(〒 540-0012)

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

氏 名 株式会社 大手前産業
代表取締役 大手 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6941-0351

行政書士が書類を作成した場合、
行政書士法に基づく記名等を
申請者欄の下部、もしくは頁の
余白部に行ってください。

産業廃棄物収集運搬業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
産業廃棄物処分量
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号

令和〇〇年△△月××日 第□□□□□□□□□□号

収集運搬業・処分業の区分

収集運搬業(積替え・保管を含まない)

許可に係る事業の範囲(収集運搬業
にあつては、取り扱う産業廃棄物の種
類(当該産業廃棄物に石綿含有産業
廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又
は水銀含有ばいじん等が含まれる場合
は、その旨を含む)及び積替え又は保
管を行うかどうか、処分業にあつては、
処分の方法ごとに区分して取り扱う産
業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品
産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
が含まれる場合は、その旨を含む)を
記載すること。)

1. 廃プラスチック類
2. ゴムくず
3. 金属くず
4. ガラスくず
5. がれき類

現在の許可内容を
すべて記入してください。・現在の収集運搬の内容における石綿含有
産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
又は水銀含有ばいじん等の有無について
○をしてください。・「除く」を「含む」に変えるには、
変更許可申請が必要です。

『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』

『水銀含有ばいじん等を含む・除く』

以上 5 種類

変更する内容を
記入してください。

変 更 の 内 容

木くずの追加 (積替え・保管を含まない)

『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』

『水銀含有ばいじん等を含む・除く』

以上 1 種類

変 更 理 由

事 業 の 拡 大

変更に係る事業の用に供する施設の
種類、数量、設置場所、設置年月日
処理能力、許可年月日及び許可番号
(産業廃棄物処理施設の設置の許可
を受けている場合に限り。)

様式第六号の二

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
又は水銀含有ばいじん等の有無について、
取得したい内容に○をしてください。※変更がなければ、現在の許可内容のものを
選択してください。

※ 事 務 処 理 欄

更新・新規申請の場合は、
第2面の様式が異なりますので
注意してください。

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所
		・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
かぶしがいしゃ おおてまえさんぎょう 株式会社 大手前産業	大阪市中央区大手前2丁目1番7号	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	必ず本名とふりがなを記載してください。	住 所
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	北海道札幌市北区新川1丁目△番○
	代表取締役	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	北海道札幌市北区新川1丁目△番
	取締役	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10	北海道札幌市北区新川1丁目△番○
	監査役	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一	S23.2.12	埼玉県さいたま市五関2丁目□番
	顧問	大阪市住吉区长居1丁目△番○号
○○ ○○ (◇◇ ◇◇)	S25.4.17	外国人の方は国籍等を記載してください。
	外国人の方は、通称名と ふりがなも記載してください。	○○ 1丁目◇番◇号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総 数	2 0 0 0 株	出資の額	1 億 円
(ふりがな) 氏 名 又 は 名	・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。		本 籍 所
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	1 0 0 0 株 5 0 %	北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	3 0 0 株 1 5 %	北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎	株主が法人である場合は、代表取締役の 氏名も記載してください。代表取締役が 複数いる場合は、「他○名」とその人数 も記載してください。		北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一	S27.11.15	5 %	埼玉県さいたま市五関 2 丁目□番 大阪市住吉区长居 1 丁目△番○号
かぶしがいいしや たにまちさんぎょう 株式会社 谷町産業 代表取締役 難波 花 他 1 名		4 0 0 株 2 0 %	大阪市中央区谷町 2 丁目×番□号
※ 株式割合の総計が95%に満たない場合、残りの株主数をお伺いする場合があります。			

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10 谷町支店長	北海道札幌市北区新川 1 丁目△番○ 大阪市中央区谷町 3 丁目○番×号
おおさか とおる 大阪 徹	S30.8.6 大阪工場長	沖縄県那覇市久米 1 丁目○番 大阪市東成区今里 3 丁目□番△号

備考

- ※欄は記入しないこと。
 - 「法定代理人」の欄が記載することとし、記載すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員、顧問その他いかなる職に就くものも、これらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。
- ・本支店又は本支店以外で廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者(政令で定める使用人)を記載してください。
 ・必ず本名にふりがなを付けて記載してください。
 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。
 ※ 政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。

※手数料欄

この場所には何も貼付しないでください。

なお、大阪府証紙は平成30年10月に廃止されました。

手続きの内容として、あてはまらないものは消し込みしてください。

産業廃棄物処理業

廃止
変更

届出書

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合も同様に記入)

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

殿

届出者(〒 540-0012)
住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
株式会社 大手前環境
氏 名 代表取締役 大手 一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-6941-0351

令和〇〇年〇月〇日付け第02700△△△△△号で許可
廃止

大阪府知事許可の積替え保管を含まない
収集運搬業の許可番号は02700+固有番号6桁です。
特別管理産業廃棄物集種運搬業の許可番号は
02750+固有番号6桁です。

び清掃
書類等

- ・本社所在地、名称、代表者氏名、に変更があった
際に新旧を記載してください。
- ・変更事項が多数あり欄に記入できない場合は、
「別紙のとおり」と記載し、別紙に変更の内容を
記載してください。

旧

廃止した事業又
は変更した事項
の内容(規則第
10条の10第1項
第2号に掲げる
事項を除く。)

住所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
名称 株式会社 大手前環境
代表者氏名 大手 一郎
車両 (第2面)のとおり
役員 新旧対照表のとおり

住所 大阪市中央区谷町2丁目2番20号
名称 株式会社 谷町環境
代表者氏名 谷町 太郎
車両 (第2面)のとおり
役員 新旧対照表のとおり

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇号
	監査役	大阪市中央区谷町3丁目〇番×号

- ・新しく役員、株主に就任した人の本名とふりがなを記載してください。
- ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。
- ・役員・株主等の変更に係る新旧対照表は別紙(P. 63)に記入し添付してください。

廃止又は変更の
理由

住所：本社事務所移転のため 名称：社名変更のため 代表者氏名：代表者変更のため
車両：運搬車両の更新のため 役員：役員の新任のため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第1
規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは
この様式の例により作成した書面を添付すること。

行政書士が書類を作成した場合、
行政書士法に基づく記名等を申請
者欄の下部、もしくは頁の余白部
に行ってください。

事業計画

大阪市、堺市以外への許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、「1. 事業の全体計画」の欄に「変更なし」とのみ記入してください。

※大阪府への更新申請の場合は提出不要です。

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更計画)

(例)

- ・ 大阪府内の食品製造工場が発生する動植物性残さを排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・ 大阪府内の建設等工事現場が発生する建設系廃棄物を排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・ 適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、排出事業者との委託契約により、それらが含まれる旨を明らかにし、適正に収集運搬する。

申請書第1面で「石綿含有産業廃棄物を含む」とした場合、石綿含有産業廃棄物の取扱いについて必ず記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う場 合には積替え又は保管 を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	動植物性残さ	1t/月	豆かす	〇〇食品株式会社 大阪府××市〇〇区 〇〇町一丁目2番3号		株式会社△△ 大阪府〇〇市△△区 〇〇町二丁目3番4号
2	廃プラスチック類	10t/月	建設等工 事で発生 する建設 系廃棄物	大阪府内		排出者指定の 産業廃棄物処分業者
3	紙くず	3t/月		同 上	廃棄物の運搬先の具体的な処分業者の名称、所在地を記入してください。 大阪府・東大阪市・吹田市に提出する場合は、運搬する廃棄物が建設系廃棄物8品目(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類)の場合のみ上記記入例のような省略記載を可能とします。	
4	木くず	20t/月		同 上		
5	繊維くず	2t/月		同 上		
6	ゴムくず	1t/月		同 上		同 上
7	金属くず	8t/月		同 上	積替え保管を含まない場合はこの欄には、記入不要です。	同 上
8	ガラスくず	5t/月		同 上		同 上
9	がれき類	20t/月		同 上		同 上

※ (第1面) 事業計画の概要のほか、申請内容に疑義等の認められる場合には、当該疑義等について所要の質問や補正書類の提出を求めるほか、必要に応じて現地確認を行う等の対応を行うことがある点、予めご了承下さい。審査の時点で、記入例によらずさらに具体的な名称、その他の資料の提出、現地の確認など求めることがあります。

※ 個別の説明がない行政庁(P. 17～19の注意事項含む)に申請する際は、上記記入例によらず、具体的な排出者、処分業者の名称、所在地(番地まで)を明記してください。

事業計画の概要

水銀関係記入例

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

(例)

- ・△△△△で発生する水銀使用製品産業廃棄物(××××)を排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・○○○○で発生する水銀含有ばいじん等を排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等は、排出事業者との委託契約により、それらが含まれる旨を明らかにし、適正に収集運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物

- ・申請書第1面で、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」とした場合、必ず記載してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、廃棄物の性状や排出事業場、処分場の場所を具体的に記載してください。
- ・水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、廃棄物の性状や排出事業場、処分場の場所を具体的に記載し、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるようにしてください。

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	(t/月又は m ³ /月)	性 状	排出事業場の 名称及び所在地	合には積替え又は保管 を行う場所の所在地	処分場の (処分場の名称及び所在地)
1	金属くず (水銀使用製品産業廃棄物)	1t/月	××××	株式会社○○○ 大阪府××市□□区 ○○町一丁目2番3号		株式会社□□□□ 大阪府○○市△△区 □□町二丁目3番4号
2	ガラスくず (水銀使用製品産業廃棄物)	2t/月		同 上		同 上
3	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物)	1t/月		同 上		同 上
4	ばいじん (水銀含有ばいじん等)	1t/月	○○○○	株式会社△△△ 大阪府××市□□区 ○○町二丁目3番4号		株式会社×××× 大阪府○○市△△区 □□町三丁目4番5号
5						
6	水銀含有ばいじん等として 収集運搬する廃棄物について、 必要とする廃棄物の種類を すべて記載してください。			収集運搬する廃棄物がどのようなものなのか、 具体的に記載してください。		
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	車検証の通り	大阪〇〇あ〇〇〇	車検証の通り	車検証の通り	新規
2	車検証の通り	大阪□□い□□□	車検証の通り	車検証の通り	継続
3	車検証の通り	大阪△△う△△△	車検証の通り	車検証の通り	廃止
4					・対応する文字を記入してください。 - 新規車両の場合、「新規」 - 継続車両の場合、「継続」 - 廃止車両の場合、「廃止」 ・車両を変更したときは、事実発生日から10日以内に「変更届(P.23参照)」を提出する必要があります。 ・他の事業者が登録している車両は使用できません。
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地 大阪府〇〇市〇〇町・・・・

地図の添付を忘れないようにしてください。

駐車場の所在地 大阪府〇〇市〇〇町・・・・

※駅、学校等の公共的な施設を含み、その施設からのルートが明確に分かるもの

※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
鉄製コンテナ	「がれき類」「金属くず」の運搬	6 m ³	
オープンドラム缶	「動植物性残さ」の運搬	200ℓ	
			・運搬する廃棄物の性状に適した容器を用意し、記入してください。 ・容器は原則として、写真の添付が必要です。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を
含む。)

○ 車両毎の用途

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、
「変更なし」とのみ記入。
※大阪府への更新申請の場合は提出不要です。

(例)

- キャブオーバーで運搬・・・「動植物性残さ」
ダンプで運搬・・・「建設系廃棄物」
コンテナ車で運搬・・・「がれき類」「金属くず」

- ・ダンプトラック、吸引車等の車両、ドラム缶、フレキシブルコンテナバッグ等の容器など産業廃棄物の性状、形状、量に応じた施設(車両及び容器)が必要です。
- ・車検証の備考欄に「土砂等以外のものとする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉱さい」、「石炭がら」及び「砂利(砂及び玉石を含む)又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理したもの」を運搬することはできません。
- ・塵芥車(パッカー車)で「がれき類」、「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を運搬することはできません。
- ・『感染性産業廃棄物』は専用密閉容器と、保冷車又は密閉車両と保冷機能が必要となります。

○ 収集運搬業務を行う時間

- (例) 営業日：月～土曜日(8：00～16：00)
休業日：日曜日及び祝日

- ・「役員」の欄には、申請書第2面に記載した役員の人数を記載してください(監査役も役員です)。
- ・「使用人」の欄には、申請書第3面に記載した使用人の人数を記載してください。
- ・役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、()書きで、その人数を記載してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年□□月△△日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	0人	3人 (1人)	0人	0人	8人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○ 飛散流出防止措置

(例)

- ・ 荷台へのシート掛け、その他容器転倒防止等を図る。

廃棄物の飛散流出防止措置を具体的に記載してください。

- ・ 石綿含有産業廃棄物は△△△△の方法により、破碎することのないよう措置を講じた運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

- ・ 石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・ 使用する運搬車は、飛散防止のためシート掛け等ができるものであること、他の廃棄物と混載する場合は、混ざらないように中仕切り等が可能である必要があります。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、及び荷降ろしを行ってください。
- ・ シート掛け、フレコンバッグに詰める等の飛散防止措置を行ってください。
- ・ 上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物(○○○○)は△△△△の方法により、破碎することのない措置を講じた運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・ 上記の○○○○には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・ 水銀含有ばいじん等は△△△△の方法により、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・ 水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、密閉容器に入れ高温にさらされない措置を取り、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・ 上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

- ・ 廃水銀等は△△△△の方法により、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・ 廃水銀等は、収納しやすく損傷しにくい密閉容器に入れ、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・ 上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。
- ・ 漏出事故等に備え、緊急時連絡網、消火器、プラスチック板、ウエス、スポイト、ガムテープ、（漏えいした水銀を回収したものやウエス等を入れる）密封容器等を備えてください。
- ・ 水銀の揮発を防止するため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。
- ・ 水銀による腐食を防止するため、水銀と合金を生成しない材質の容器を使用してください。

- ・ 廃石綿等は△△△△の方法により、飛散しないよう慎重に取り扱うとともに、他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

- ・ 廃石綿等は、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・ 積み込み・運搬の各過程で廃石綿等を飛散させないよう慎重に取り扱ってください。
- ・ プラスチック袋等の積み込みは、原則として人力で行ってください。
- ・ 重機を利用する場合には、フレキシブルコンテナバッグやパレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにしてください。
- ・ プラスチック袋等に詰め運搬する場合は、破損のないシートでプラスチック袋を包み込むように覆いをかけてください。
- ・ 上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。
- ・ プラスチック袋や容器が破損した場合は、散水等により湿潤化させることにより飛散防止措置を行ってください。

- ・ 感染性産業廃棄物は△△△△の方法により、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・ 感染性産業廃棄物は、専用密閉容器を使用し、保冷車や密閉車両で収集運搬してください。
- ・ 上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

※ 廃石綿、石綿含有産業廃棄物の運搬については「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、廃水銀、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の運搬については「水銀廃棄物ガイドライン」、感染性産業廃棄物の運搬については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（いずれも、環境省）に、詳細が記載されておりますので、ご参照ください。

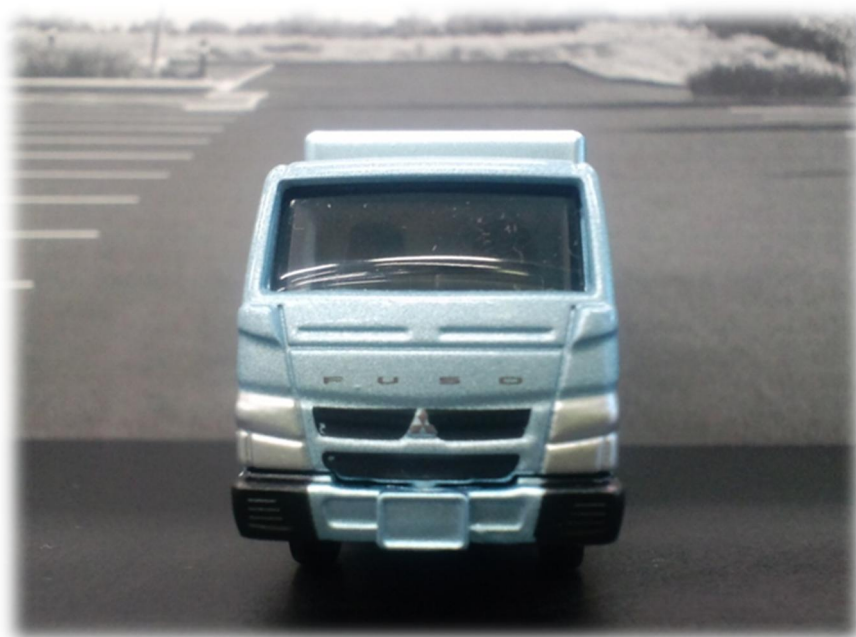
自動車登録番号
又は車両番号

和泉〇〇〇 の 〇△▽〇

前
面
写
真

側
面
写
真

- ・運搬車両を真正面から車体全体が写るように撮影してください。
- ・ナンバープレートの文字が読める状態の写真を添付してください。



- ・運搬車両を真横から車体全体が写るように撮影してください。
- ・荷台に積載物があるもの、シート等に覆われているもの、アオリで荷台が見えないものなどは不適切です。
- ・名称等の車体の表示が確認できるように撮影してください。



撮影

令和〇〇年□□月△△日

不適切な車両写真の例

真正面・真横でないもの



不適切な車両写真の例

車体全体が撮影されていないもの



ナンバープレートが不明瞭なもの



荷台に積載物があるもの、荷台がシート等に覆われているもの、
アオリで荷台の見えないものなど



運搬容器等の名称	鉄製コンテナ	用途	がれき類、金属くず
・水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する際は、運搬過程において水銀使用製品が破損することのないような容器を使用してください。 ・水銀含有ばいじん等を収集運搬する際は、運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。 ・その他、収集運搬する産業廃棄物の性状・形状・量に応じた容器を使用してください。 注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年□□月△△日

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	動植物性残さ
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年□□月△△日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額(千円)	
事業の開始に要する資金の総額	10,000	
土地		
事務所		
収集運搬車両	10,000 (車両2台 (ダンプ: 10t, 4t))	
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	5,000
	(借入先名)	〇〇銀行 〇〇支店 2,500
		〇〇銀行 〇〇支店 2,500
	その他	
	増 資	
法		
備 考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること すでに他業(主な業種を具体的にご記載下さい)を営んでおり、申請する業を行うための資金等を有しているため、事業開始又は継続に要する新たな資金はありません。	

・申請時点において、すでに産業廃棄物の収集運搬を行うための資金、施設等を有している場合のみ、備考欄にその旨を記載してください。

・その場合上記の項目は記入不要です。

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			令和〇〇年△△月××日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金 外	2 件	5, 0 0 0
有価証券			
未収入金	〇〇産業(株) 外	2 件	2 0 0
売 掛 金	〇〇建設(株) 外	4 件	1 0 0
受取手形	〇〇建設(株) 〇〇銀行	3 件	2 0 0
土 地	宅 地	3, 0 0 0㎡	3 0, 0 0 0
建 物	事務所、車庫	1, 0 0 0㎡	1 0, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	2 台	1 0, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			5 5, 0 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇〇銀行〇〇支店 外	2 件	5, 0 0 0
短期借入金	〇〇金庫〇〇支店	1 件	1, 0 0 0
未 払 金	〇〇産業(株) 外	3 件	3, 0 0 0
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			9, 0 0 0

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

令和〇〇年△△月××日

様

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
申請者 株式会社 大手前産業
氏 名 代表取締役 大手 一郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

補 足 様 式 記 入 例

申請書に添付する様式を補足するための様式例です。

申請書の提出に際して、追加資料として添付が必要と指示された場合や書類を簡素化する場合にご活用ください。

1. 重複書類省略の申立書

申請（届出）書を提出する際、同時に別の申請（届出）書を提出する場合は、各証明書等を省略することができます。

2. 納税証明書等が添付できない理由書

本来提出すべき個別注記表等を何らかの理由により提出できない場合に提出していただく必要があります。

3. 経理的基礎に関する申立書

債務超過の場合は、その理由、改善対策、今後の見込みについて、書面で提出していただく必要があります。

4. 役員・株主等の変更に係る新旧対照表

役員・株主等に変更があった場合に使用してください。

5. 車両の貸借に関する証明書

収集運搬車両を賃貸する場合には提出していただく必要があります。

6. 委任状

申請や届出を行政書士等に委任する場合には添付していただく必要があります。

7. 廃PCB等関係様式

廃PCB等に係る許可申請をする場合に必要な様式です。

重複書類省略の申立書

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長	申請書を提出する 各所轄官庁の長を 記載してください。	様
--	-----------------------------------	---

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
氏 名 株式会社 大手前環境
代表取締役 大手 一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

本申請（届出）書における下記2の添付書類については、同時に提出しました下記1の申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので、添付を省略するとともに、同時審査をお願いします。

記

この申立書を添付した申請（届出）と同時に提出する申請（届出）にチェックしてください。

1. 同時に申請（届出）した許可申請（届出）書の種類

(1) 処理業の種類

- | | |
|--|---|
| ☒ 産業廃棄物収集運搬業 | ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| ☐ 産業廃棄物処分業 | ☐ 特別管理産業廃棄物処分業 |

優良申請の際はチェックしてください。

(2) 申請、届出及び優良区分

- | | | | | |
|-----------------------------|--|-------------------------------|------------------------------|--|
| ☐ 新規 | ☒ 更新 | ☐ 変更許可 | ☐ 変更届 | ☒ 優良 |
|-----------------------------|--|-------------------------------|------------------------------|--|

2. 添付を省略する書類

- | | |
|---|--|
| ☒ 定款 | ☐ 経理的基礎に関する申立書 |
| ☒ 履歴事項全部証明書 | ☐ 納税証明書〔その3の3、その3の2〕 |
| ☒ 先行許可証 | ☐ 大阪府税に未納がない旨の証明書 |
| ☐ 住民票 | ☒ 納税証明書〔その1〕 |
| ☐ 登記されていないことの証明書 | ☒ 修正確定申告書の写し |
| ☒ 講習会修了証の写し | ☒ 確定申告書の写し |
| ☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第6面）運搬車両の写真 | ☒ 貸借対照表 |
| ☐ 自動車（船舶）検査証の写し | ☒ 損益計算書 |
| ☐ 車両の貸借に関する証明書 | ☒ 株主資本等変動計算書 |
| ☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第7面）運搬容器等の写真 | ☒ 個別注記表 |
| ☐ 地図 | ☐ 税務署への設立届または開業届の写し |
| ☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第8面）事業の開始に要する資金 | ☐ 遅延理由書 |
| ☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）
（第9面）資産に関する調書（個人用） | ☒ 委任状 |
| | ☒ 現許可証または写し |
| | ☐ その他 |
| | ☐ 優良書類一式 |

様式第六号の二（第九条の二関係）
（第10面）誓約書は省略できません。
各申請・届出毎に提出してください。

優良申請の際はチェックしてください。

開業後1年未満の申請者の方は提出不要です。

納税証明書等が添付できない理由書

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

様

申請者

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

氏 名 株式会社 大手前環境
代表取締役 大手 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条(の4)第1項の規定等により、産業
廃棄物収集運搬業許可の申請に当たって、直前3年分の各事業年度における

☐貸借対照表

提出できない決算書類等にチェックしてください。

☒損益計算書

☒株主資本等変動計算書

☒個別注記表

☐法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)

☐確定申告書の写し

を添付しなければなりません、
ため、

〇〇年△△月 から ××年□□月までのこれらの書類を添付できません。

提出できない理由及び決算期を記載してください。

経理的基礎に関する申立書

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長	申請書を提出する 各所轄官庁の長を 記載してください。	様
---	-----------------------------------	---

申請者

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

氏 名 株式会社 大手前環境
代表取締役 大手 一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可等の申請を行うにあたり、経理的基礎に関する資料を提出しておりますが、これらが示すとおり当社は現在、債務超過となっております。

しかし、これは、

債務超過に至った背景・原因を具体的に数行以内にまとめて下さい。

なお、今後は

債務超過を解消するための具体的方策を数行以内にまとめて下さい。

これらの対応によって、今後、債務超過は解消される見通しであります。

役員・株主等の変更に係る新旧対照表

新任および退任に伴い変わった役員・株主等だけでなく
継続している役員・株主等もすべて記載してください。

新 役 員・株 主 等			旧 役 員・株 主 等		
役職名	氏 名	出資の割合	役職名	氏 名	出資の割合
代表取締役	大手 一郎	50%	代表取締役	大手 一郎	50%
取締役	大手 次郎	25%	取締役	大手 次郎	25%
監査役	咲洲 太郎 (新任)		監査役	大手前 太郎 (退任)	25%
使用人	天王寺 花子		使用人	天王寺 花子	
株主	株式会社咲洲環境 代表取締役 大手 一郎 (新任)	25%			

新任および退任の場合はその旨も記入してください。

法人株主の場合は代表者名も併せて記入してください。

役員と株主の新旧対照表を分けて記入する場合は
必ず両方を提出してください。

注1) 「役員・株主等」とは、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人及び100分の5以上出資している全ての者のこと。

注2) 新旧ともにすべての役員・株主等を記載すること。

注3) 出資の割合は変更の有無に関わらず必ず記載すること。

注4) 新任又は退任した者等について、その旨を（ ）書きで記載すること。

貸借車両 1 台につき 1 枚、作成してください。

車両の貸借に関する証明書

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

様

借主の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の用に
向の貸借契約を締結していることを証明いたします。
った場合には、借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届を

1. 貸借理由
2. 貸借期間
3. 貸借条件

例）個人名義の車両を法人で使用するため / 運搬車両が足りないため

令和〇〇年△△月××日 ～ 令和〇〇年□□月☆☆日

- ①借主又は借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主又は
貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業
廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うものではないこと。
- ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物
（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。
- ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物
（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させる
ものでないこと。

4. 自動車登録番号

なにわ〇〇〇あ△△△

5. 運転者

氏名 〇〇 □□ 借主との関係

車両を運転する運転者の氏名および借主と運転者の関係を記入してください。

（貸） 住 所 大阪市住之江区南港北 1 丁目 4 番 1 6 - 2 1 階

氏 名（名称） 株式会社咲洲環境 代表取締役 咲洲 太郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ 〇〇〇 ） △△□□ - 〇〇△△

（借） 住 所 大阪市中央区大手前 2 丁目 1 番 7 号

氏 名（名称） 株式会社大手前環境 代表取締役 大手 一郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

※ 留意事項

貸主の電話番号は必ず記入してください。

貸主は車検証の使用者欄の方を記入してください。

車両 1 台につき 1 枚作成してください。

委任状

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長

申請書を提出する
各所轄官庁の長を
記載してください。

様

申請（届出）者

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

氏 名 株式会社 大手前環境
代表取締役 大手 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

※高槻市においては、委任者の押印が必要です。

（自署の場合は不要）

私は 咲洲 太郎 を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

代理人の方の名前を記入の上、
その方の住所、氏名、連絡先を
ご確認ください。

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

咲洲 太郎

氏 名 （行政書士会登録番号）〇〇〇〇〇〇〇〇

行政書士の方は氏名に加えて
行政書士会登録番号を併せて
記載してください。

連絡先 〇〇〇-△△△△-××××

記

- 1 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請・届出の件について
- 2 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証の受領の件について
- 3 申請書の訂正に関すること
- 4 申請書副本の受領に関すること

1. 安全管理及び運行管理

(1) 責任者

	氏名	役職	講習会修了日
安全管理責任者	〇〇 △△	事業本部長	〇年×月□日
運行管理責任者	△△ 〇〇	運送業務課長	〇年×月□日

(2) 運搬容器の維持管理

①運搬容器の検査

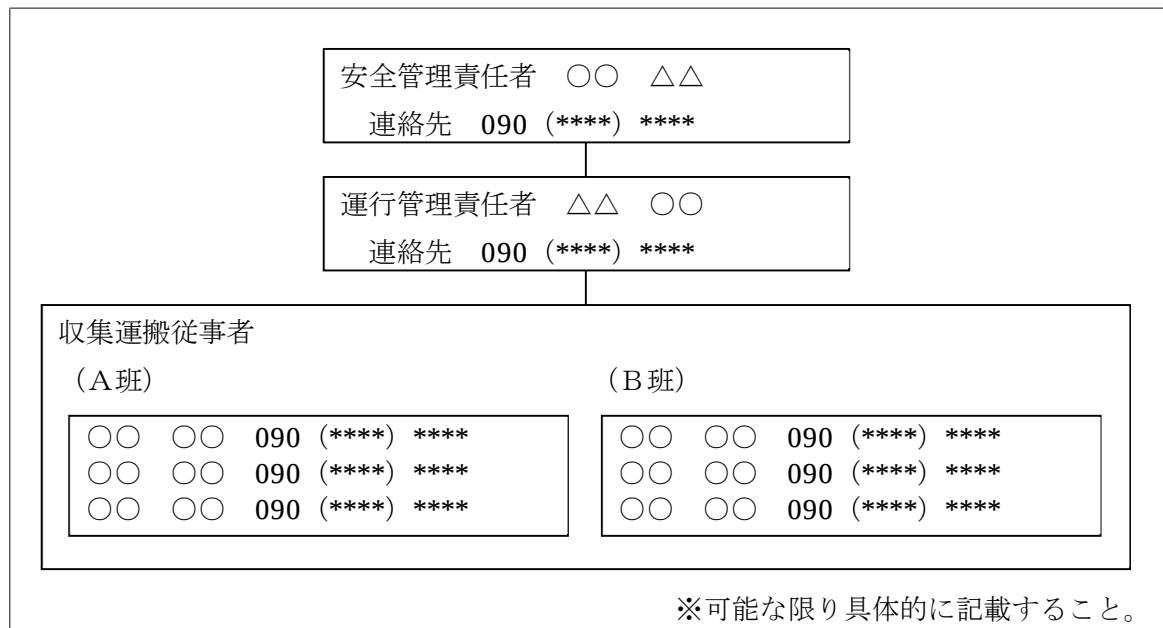
別紙、検査証のとおり。

②維持管理方法

- 1 収集運搬従事者は、使用の都度、運搬容器に異常がないことを点検する。
- 2 運搬容器の所有者は、運搬容器の運用、検査及び修繕結果等の維持管理内容を記録し、5年間保管する。

※許可更新時には、維持管理内容の記録を添付すること。

(3) 安全管理体制



(4) 運行管理体制

①使用機器

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が指定するGPS（全球測位システム）を用いた連絡通信システムを使用する。

②収集運搬の状況管理、位置確認方法

- 1 車両運行状況発信装置および運行状況管理設備を設置する。
- 2 次の発信装置を設置する。

衛星通信設備、GPS（全球測位システム）、加速度センサー

③緊急時の連絡方法

収集運搬従事者は警察署・消防署へ通報するとともに、安全管理責任者へ連絡する。
連絡を受けた安全管理責任者は自治体等関係各機関又は担当者に連絡する。

(5) 教育実施計画

実施頻度	3ヶ月に1回程度開催
実施概要	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会テキストにて講義
実施者（講師等）	安全管理責任者 ○○ △△
対象者	収集運搬従事者、契約担当者

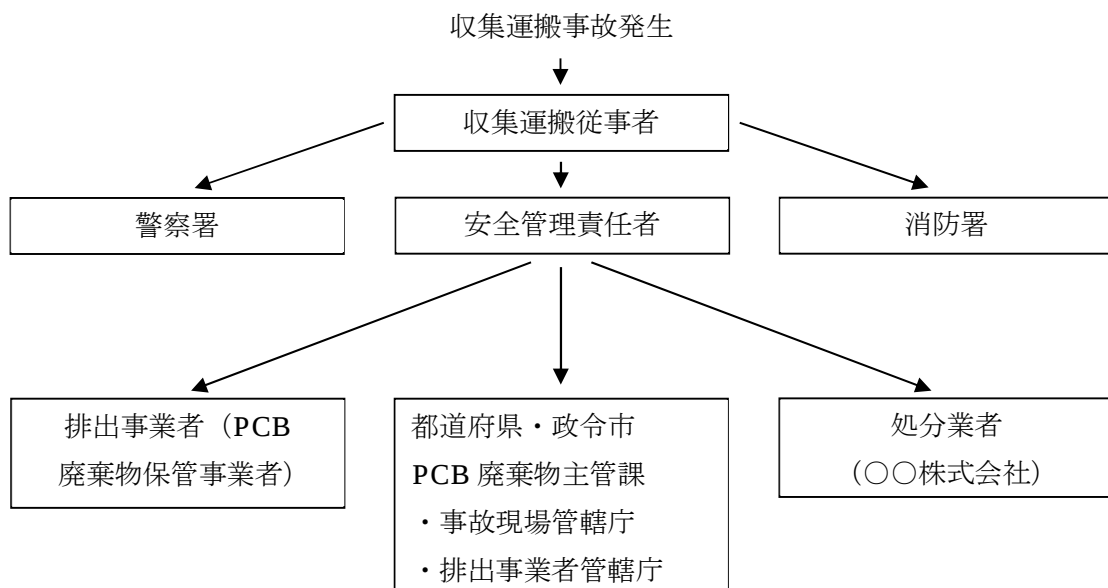
2. 緊急時の対策

(1) 応急措置設備・器具リスト

種類	防災備品	個数
保護衣等	化学防護服、手袋、長靴	各 2
呼吸用保護具	直結ろ過式マスク、自給式吸気式マスク	各 2
保護眼鏡	硬質プラスチック製ゴーグル	各 2
飛散・流出防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂	各 1
回収用具	シャベル、オープンドラム	各 1
消火設備	粉末消火器	1
連絡設備・器具	G P S 設備	1
緊急時対応マニュアル	緊急時対応マニュアル、緊急連絡網	各 1

(2) 緊急連絡体制

①緊急連絡体制表



※可能な限り具体的に記載すること。

②緊急時の措置

- 1 PCB廃棄物の流出時には、・・・する。
- 2 天候不良、交通状況悪化時には、・・・する。
- 3 運搬車両の故障等、不審な動きを把握したときには、・・・する。

問い合わせ 申請書の提出先

大阪府内

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
処理業指導グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16
咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階

☎ 06-6210-9564（ダイヤルイン）

FAX 06-6210-9569

ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0120060/sangyohaiki/tetuduki/shorigyoukyokasinsei.html>

お願い 大阪府に許可申請される場合は、
16時までにご来庁ください。



大阪市内

大阪市 環境局環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

〒545-8550

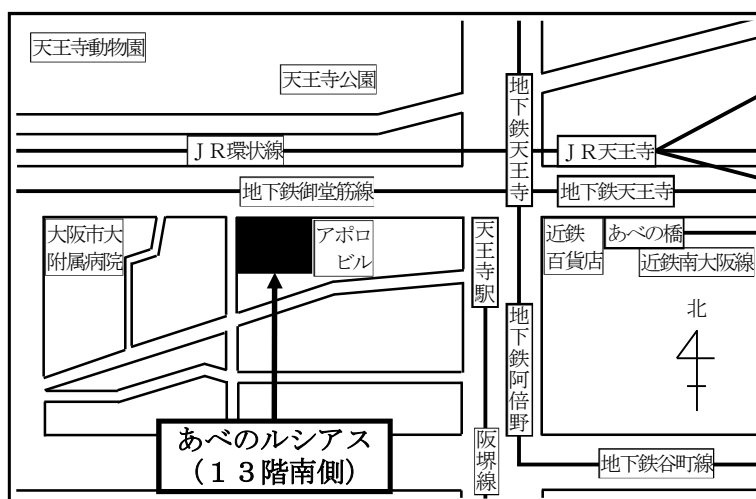
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシナス 13階

☎ 06-6630-3284

FAX 06-6630-3581

ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009225.html>



堺市内

堺市 環境局 環境保全部
環境対策課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1
堺市役所高層館 4階

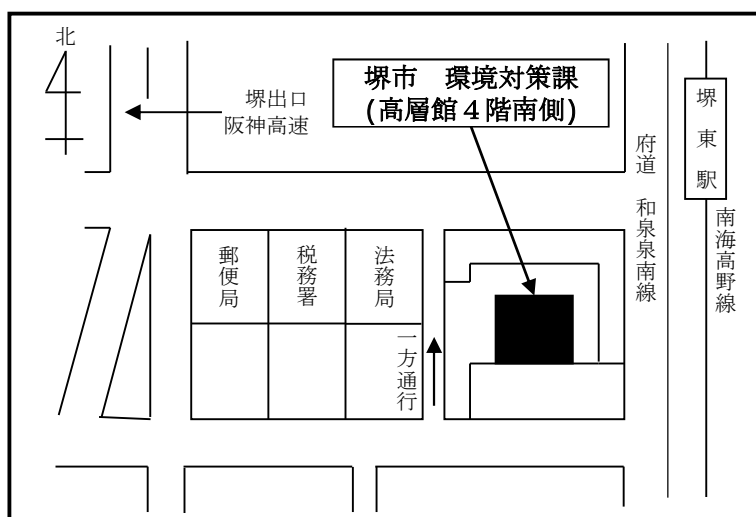
☎ 072-228-7476（ダイヤルイン）

FAX 072-228-7317

ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/>

お願い 堺市に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。
（要予約）



東大阪市内

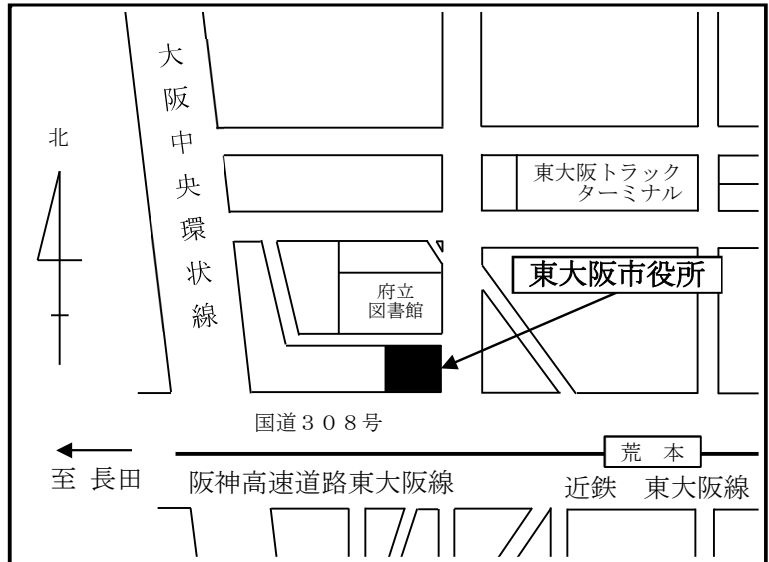
東大阪市
環境部 産業廃棄物対策課

〒577-8521
東大阪市荒本北1丁目1番1号
東大阪役所 15階

☎ 06-4309-3207
FAX 06-4309-3829

ホームページ
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

お願い 東大阪に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。



高槻市内

高槻市
市民生活環境部 資源循環推進課

〒569-0021
高槻市前島3丁目8番1号
エネルギーセンター内

☎ 072-669-1886
FAX 072-669-1961

ホームページ
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

お願い 高槻市に許可申請される場合は、
午前中にご来庁ください。
(要予約)



豊中市内

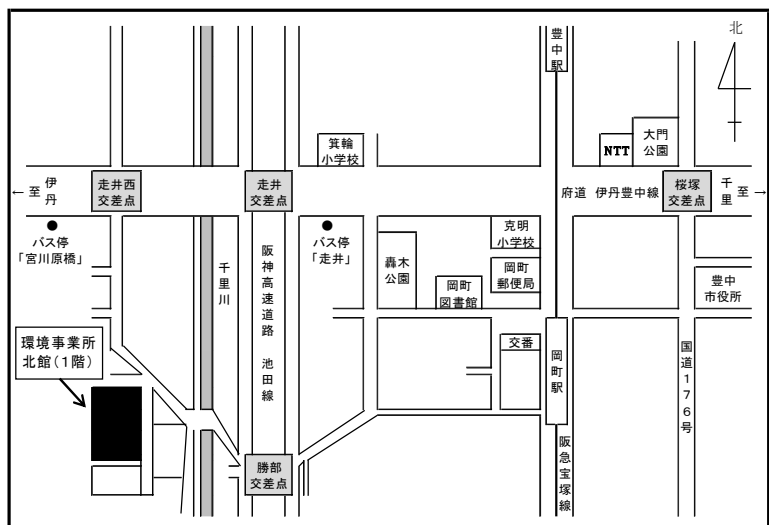
豊中市
環境部 環境指導課

〒561-0891
豊中市走井2丁目5番5号
環境事業所 北館内 1階

☎ 06-6858-3070
FAX 06-6846-6390

ホームページ
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

お願い 豊中市に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。



枚方市内

枚方市

環境部 環境指導課

〒573-1162

枚方市田口5丁目1-1

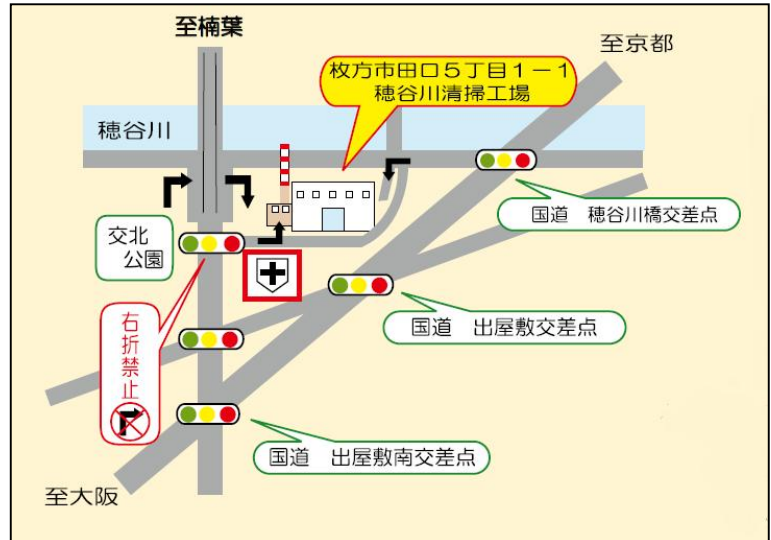
穂谷川清掃工場管理棟

☎ 050-7102-6014 (直通)

FAX 072-849-1206

ホームページ

https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/19-1-0-0-0_4.html



八尾市内

八尾市

環境部 循環型社会推進課

〒581-0017

八尾市高美町5丁目2番2号

清掃庁舎

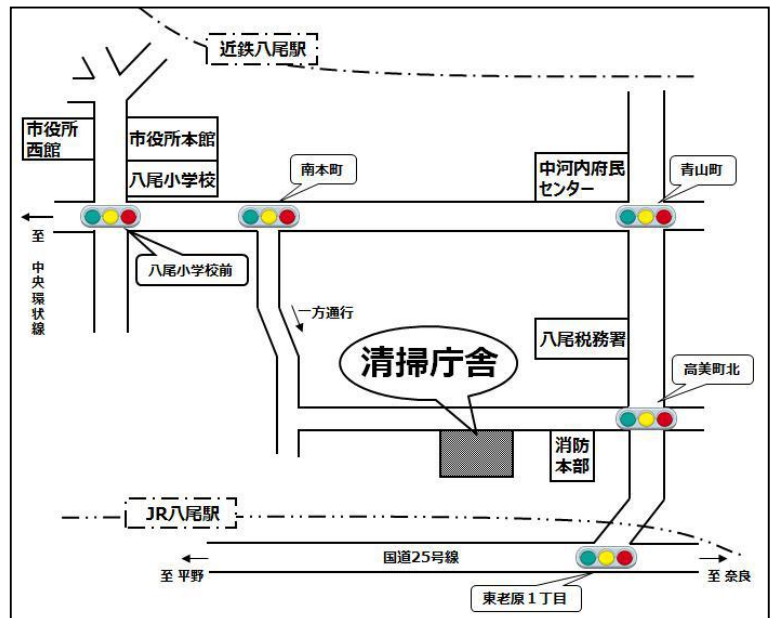
☎ 072-924-3772 (直通)

FAX 072-923-7135

ホームページ

<https://www.city.yao.osaka.jp/>

お願い 八尾市に届出をされる場合は、
16時までにご来庁ください。



寝屋川市内

寝屋川市

環境部 環境保全課

〒572-0855

寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

クリーンセンター 5階

☎ 072-824-1021 (直通)

FAX 072-824-1023

ホームページ

<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

お願い 寝屋川市に許可申請される場合は、
14時までにご来庁ください。



吹 田 市 内

吹田市

環境部 環境保全指導課
産業廃棄物指導グループ

〒564-8550

吹田市泉町1-3-40

吹田市役所高層棟 1階

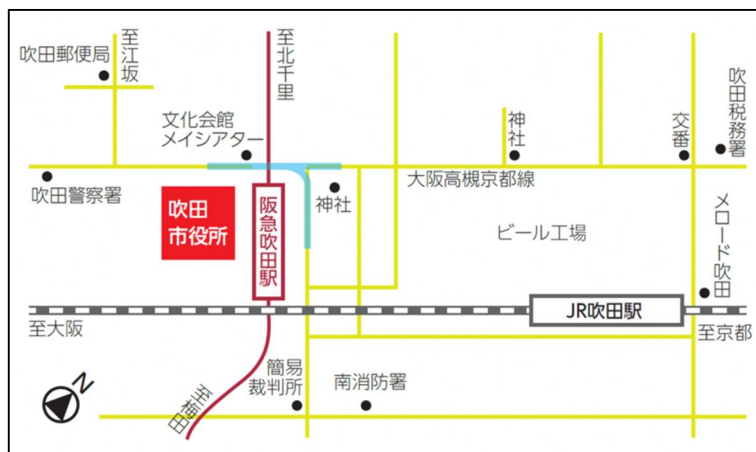
☎ 06-6384-1799（直通）

FAX 06-6368-7350

ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/>

お願い 吹田市に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。



(特別管理) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の購入先

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011

大阪市中央区農人橋 1-1-2 2

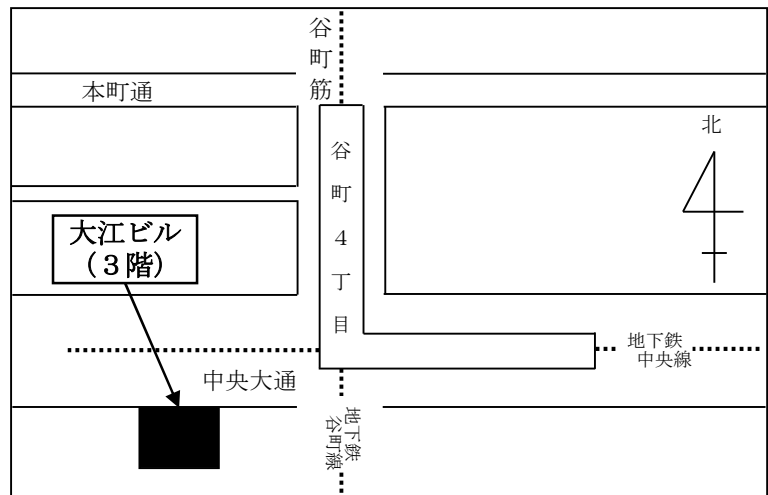
大江ビル 3階

☎ 06-6943-4016

FAX 06-6942-5314

ホームページ

<https://www.o-sanpai.or.jp/>



※「登記されていないことの証明書」の問い合わせ先

最寄りの法務局又は、

大阪法務局 民事行政部戸籍課

〒540-0008

大阪市中央区大手前 3丁目 1-4 1

大手前合同庁舎

☎ 06-6942-1481 (代表)



※ 大阪法務局では窓口でのみ証明書発行を行っているため、郵送の場合は東京法務局に申請してください。

東京法務局 民事行政部後見登録課

〒102-8226

東京都千代田区九段南 1-1-1 5

九段第2合同庁舎 4階

☎ 03-5213-1234 (代表) 03-5213-1360 (ダイヤルイン)

ホームページ

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html>

大阪府流入車規制廃止のお知らせ（大阪府環境保全課）

- 流入車規制は令和４年４月１日付で廃止されましたが、引き続き府域における大気環境保全のため、排ガス基準に適合した自動車使用のご協力をお願いいたします。
- 詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

流入車対策

検索

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kotsukankyo/ryuunyuu/index.html>)



大阪府

環境保全課

（電話 06-6210-9587）

産業廃棄物処理業者の皆様へ

大阪府では、電子マニフェストの普及促進に努めています。

処理業者の皆様におかれましても電子マニフェストの導入にご協力をお願いします！

電子マニフェストの導入にご協力を！

大阪府では、電子マニフェストの普及促進に努めるとともに、府は自らが排出する産業廃棄物についても電子マニフェストの使用に努めることとしています。

電子マニフェストを利用するためには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が、電子マニフェストシステムに加入している必要があります。

つきましては、産業廃棄物処理業者の皆様にも、電子マニフェストシステムに加入していただきますよう、ご協力をお願いします。

電子マニフェストのメリット

◆マニフェストの返送が不要

➡ マニフェスト返送における紛失等の防止

◆マニフェストの保存が不要

➡ 保存義務（5年間）違反への注意が不要

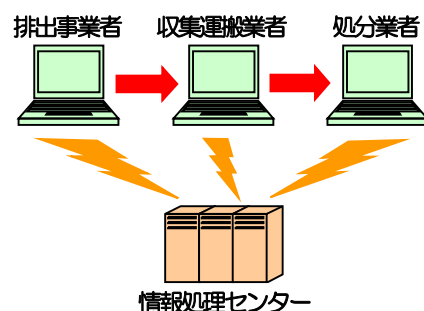
◆マニフェスト情報の管理（集計、加工、保存）が可能

➡ 法令で定める帳簿記載事項のダウンロード可能

◆パソコンや携帯電話から簡単に報告確認が可能

➡ 事務処理の効率化

※ 電子マニフェストシステムに加入するなどの基準を満たす処理業者の許可の更新期間を現在の5年から7年に延長する優良認定制度が利用できます。



※ 収集運搬業者は、基本料（1年間13,200円）のみ必要です。（使用料は必要ありません。）

電子マニフェストシステムについての問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号

上野フロンティアタワー 13階

TEL 0800-800-9023（フリーアクセス）

03-5275-7023

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

